

平成25年度
介護支援専門員実務研修受講試験

「受験の手引」
受験申込書

試験日	平成25年10月13日(日)
申込受付期間	平成25年6月24日(月)から 平成25年7月24日(水)まで ※ 7月24日(水)までの消印有効です。
申込方法	簡易書留による郵送

- ※ 受験を申し込まれる方は、この「受験の手引」をよく読んで申込手続を行ってください。
- ※ この「受験の手引」は、試験結果発表まで大切に保管してください。

試験事務局

(宮崎県知事指定試験実施機関)

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

〒880-8515

宮崎市原町2番22号(宮崎県福祉総合センター 人材研修館1階)

電話 : 0985-35-2590

- ※ お問合せの際は、この「受験の手引」をよくお読みいただき、なお不明な点がある場合に限り、問い合わせさせていただきをお願いします。
- ※ お問合せ等への対応は、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く)の午前8時半から午後5時までとなります。

目 次

受験申込書等の作成にあたって	1
I 試験の概要	2
1 試験日時	2
2 試験会場（予定）	2
3 受験申込み	4
4 受験手数料	4
5 試験内容	5
6 解答免除	5
7 身体に障がい等のある受験者に対する配慮	6
II 提出書類及び注意事項	8
III 受験申込み後・試験当日の注意事項	12
1 受験申込み後の注意事項	12
2 試験当日の注意事項	13
IV 受験対象者（受験資格）	14
1 受験対象者	14
2 受験地の基準	15
3 受験対象者についての留意点	15
実務経験期間算定の具体的事例	16
別表1（国家資格等に基づく業務に従事する者）	17
別表2（相談援助業務に従事する者）	17
別表3（介護等の業務に従事する者）	24
V 出題範囲及び解答免除の範囲	34
VI 様式・記載例等	41
受験申込書の記載例	42
実務経験（見込）証明書の様式・注意事項・記載例	44
実務経験証明書提出済申出書の様式・注意事項・記載例	48
受験申込書記載事項変更届	51
確認証明書	52

受験申込書等の作成にあたって

【注意事項】

- 1 受験申込書を記入する前に、この「受験の手引」をよく読んで、必要書類を記入してください。提出の際は、くれぐれも書類に不備がないよう御確認をお願いします。不備がある場合は、受理できない事がありますので、御注意ください。
- 2 「実務経験（見込）証明書」については、施設、事務所の長又は代表者に対し、この「受験の手引」に記載されている試験の対象者及び記入要領等を明示して発行を受けてください。

【個人情報について】

受験の申込みの際に取得した個人情報については、適正に管理を行い、介護支援専門員実務研修受講試験の事務及び実務研修の事務の目的以外には使用しません。

受験申込みから介護支援専門員登録証交付まで



I 試験の概要

1 試験日時

試験日	平成25年10月13日(日)
試験開始時間	午前10時00分開始 ※ 気象状況、交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できない時は、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験事務局において判断し、開始時間を繰り下げることがあります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○注意事項等の説明がありますので、午前9時40分までに着席してください。 ○<u>試験開始後30分以降は入室を認めません。</u> ○試験開始後30分間及び試験終了前10分間は退場を認めません。 ○台風等の自然災害や不測の事態により試験実施が困難な場合は、試験を延期又は中止します。その際は、宮崎県社会福祉協議会及び宮崎県庁のホームページに掲載しますので、事前に御確認ください。また、その後の対応については、決まり次第御連絡します。 <p>宮崎県社会福祉協議会ホームページ http://www.mkensha.or.jp/ 宮崎県庁ホームページ http://www.pref.miyazaki.lg.jp/</p>

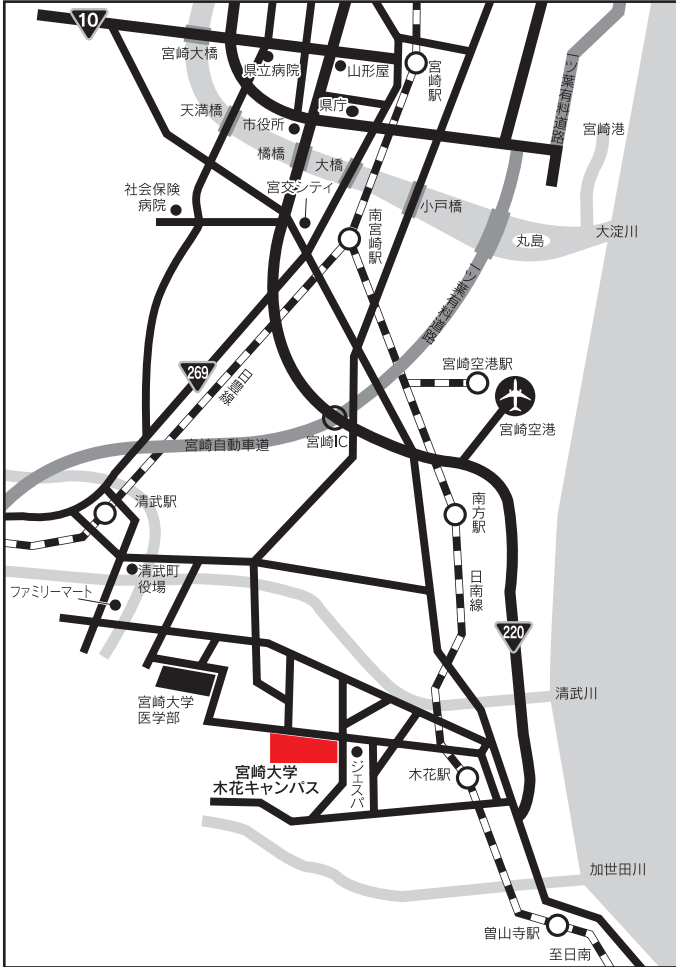
2 試験会場(予定)

試験会場	宮崎大学 教育文化学部	宮崎市学園木花台西1丁目1番地 (木花キャンパス)
	宮崎大学 農学部	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○試験会場は、試験事務局で決定します。 ○試験会場は、事情により上記以外に追加し、又は変更する場合がありますので、必ず受験票に記載する試験会場を御確認ください。 ○試験当日の駐車場は、宮崎大学構内に1,000台しか駐車できません(昨年度は1,800名が受験)。当日は、駐車場の混雑が予想されますので、乗り合わせでお越しいただくか、公共交通機関を御利用ください。お車でお越しになり駐車できない場合に、試験事務局では一切対応できませんので御注意ください(これを理由とする遅刻等は認めません)。なお、指定された駐車場以外には駐車できません。路上駐車は交通法規上でも固く禁じられているほか、大学等の関係者、周辺住民の方に御迷惑をかけますので、絶対行わないでください。 ○駐車場内では、駐車場整理員の指示に従ってください。 ○身障者用駐車場については限りがありますので、事前に配慮が必要として申請があった方を優先させていただきます。(6～7頁参照) ○試験会場に関する問い合わせは、試験事務局にお願いします(試験会場となる宮崎大学へは、一切問い合わせないでください)。 	

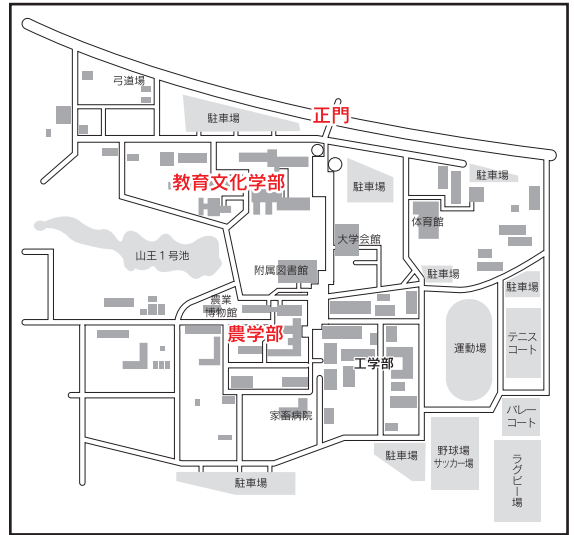
試験会場（予定）

試験会場は変更する場合がありますので、必ず受験票に記載する試験会場を御確認ください。

◎宮崎大学 木花キャンパス （宮崎市学園木花台西1丁目1番地）



【宮崎大学木花キャンパス案内図】



<注意事項>

試験当日の駐車場は、宮崎大学構内に1,000台しか駐車できません。乗り合わせでお越しいただくか、公共交通機関を御利用ください。お車でお越しになり駐車できない場合に、試験事務局では一切対応できませんので御注意ください。

バス利用

- | | | | |
|--------|--------------|-------|----------|
| 宮崎交通バス | 811番（木花経由） | _____ | 「宮崎大学」下車 |
| 宮崎交通バス | 822番（まなび野経由） | _____ | |
| 宮崎交通バス | 832番（清武経由） | _____ | |

タクシー利用

- | | | | |
|---------|-------|-------|------|
| ○南宮崎駅から | _____ | 約11km | 約25分 |
| ○清武駅から | _____ | 約6km | 約15分 |
| ○宮崎空港から | _____ | 約8km | 約20分 |

※ 試験会場について

- ・ 試験会場の敷地内・建物内は**すべて禁煙**です。また、ゴミはすべてお持ち帰りください。
- ・ 試験会場に関することは、試験事務局にお問い合わせください（試験会場となる宮崎大学へは、一切問い合わせないでください。）。

3 受験申込み

受付期間	平成25年 6月24日(月) から 7月24日(水) まで ※7月24日消印有効
申込書類 送付先	〒880-8515 宮崎市原町2番22号(宮崎県福祉総合センター 人材研修館1階) 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 ケアマネ試験事務局
申込方法	<p>○手引に付属している専用封筒を使用してください。申込者間のトラブル等为了避免、必ず1人につき1封筒を使用してください。</p> <p>○不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で郵送してください。</p> <p>○簡易書留の控えは、<u>受験票を受け取るまで必ず保管してください</u>。</p> <p>○簡易書留以外の方法(普通郵便等)で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験事務局では一切責任を負いません。</p> <p>○<u>試験事務局への直接持参による受取りは一切行いません</u>。</p>

4 受験手数料

受験手数料	8,200円
注意事項	<p>○振込期限は、7月24日(水)です。</p> <p>○この受験の手引に付属する専用の振込用紙を使用し、郵便局又は銀行の窓口で受験申込者本人の名前で、<u>申込者ごとに個別に振り込んでください</u>。</p> <p>○<u>専用の振込用紙以外での受験手数料の納付は一切受け付けません</u>。誤入金の場合は、振込手数料を差し引いた金額を後日返還します。</p> <p>○受験手数料のほか、<u>振込手数料</u>が必要となります。振込手数料は、<u>受験申込者が負担してください</u>。</p> <p>○受験手数料の納付確認のため、「<u>振替払込受付証明書(お客さま用)</u>」を受験申込書の所定の位置にはがれないように糊などで確実に貼り付けてください。受験申込書に本票が貼付されていない場合は、<u>受験申込書は受け付けません</u>ので、御注意ください。</p> <p>○「振込金受領書」は本人の控えとなります。試験事務局では領収証は発行しませんので、受験が終わるまで、大切に保管してください。</p>
受験手数料の返還	<p>○受験申込書受理後、本人の都合により受験を取りやめた場合、原則として<u>受験手数料の返還はいたしません</u>。</p> <p>ただし、下記ア～ウに限り、返金にかかる費用(口座振込手数料)を差し引いた上で返還します(返還時期は、原則12月以降となります)。</p> <p>ア 払込後、「受験申込書」を提出しなかった場合</p> <p>イ 手違い等により、重複して払い込んでしまった場合</p> <p>ウ 受験資格審査不通過の場合</p>

5 試験内容

出題範囲	○34～40頁の「 出題範囲及び解答免除の範囲 」のとおり		
解答方法	○ マークシート による五肢複択方式		
問題数及び 試験時間等	区 分	問題数	試験時間※解答免除がない場合
	【介護支援分野】 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	午前10時00分開始 ①下記②、③以外の者 120分
	【保健医療福祉サービス分野】 保健医療サービスの知識等 基礎 総合 福祉サービスの知識等	15問 5問 15問	②点字受験者(1.5倍) 180分 ③弱視等受験者(1.3倍) 156分
	合 計	60問	
採点方法	○介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で別途登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とします。 ○解答免除対象者については、保健医療福祉サービス分野において、免除問題以外の問題について別途登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答を求めます。		

6 解答免除

解答免除の 基本的考え方	○次頁の「解答免除の形態及び免除問題数」の表中の〈甲〉〈乙〉〈丙〉の法定資格取得者については、当該資格試験においてその知識が確認されている分野との重複を避けるため、保健医療福祉サービス分野における当該専門にかかる事項の問題については解答を免除します。その際、 <u>当該解答免除は受験者の希望による選択免除ではなく、一律免除とします。</u>
解答免除 の要件	○〈甲〉〈乙〉〈丙〉の法定資格取得者については、 当該資格の免許等の写し を実務経験(見込)証明書に添付してください。 ○なお、〈甲〉〈乙〉〈丙〉の 法定資格を重複して取得している者 は、重複して解答免除の対象となるため、当該免許等の写しを 〈甲〉〈乙〉〈丙〉につき一資格ずつ添付 してください。 ○最近、〈甲〉〈乙〉〈丙〉の 法定資格に合格し 、登録の手続は済んでいるが、免許等が届いていない場合には、 登録済証明書等の写し を添付することにより解答免除の対象とします。 ○ 合格証では無効です。 登録をもって法定資格取得者となります。

	免除区分	問題数	法定資格取得者		
			<甲> 医師 歯科医師	<乙> 薬剤師等 ※(注)を参照	<丙> 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士
解答免除 の形態・ 免除問題数 ・試験時間	介護支援分野 ・介護保険制度の基礎知識 ・要介護認定等の基礎知識 ・居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	受験	受験	受験
	保健医療福祉サービス分野				
	保健医療サービスの知識等	15問	免除	免除	受験
	基礎	5問	免除	受験	受験
	総合	5問	受験	受験	免除
	福祉サービスの知識等	15問	受験	受験	免除
問題数の合計(解答数)		60問	40問	45問	45問
試験時間		120分	80分	90分	90分
(注) <乙>の資格は次のとおり 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師					
解答免除 の範囲	○34～40頁の「 出題範囲及び解答免除の範囲 」の大項目の種別の欄を御確認ください。				
試験時間 の考え方	○試験問題 1問あたり2分 で計算します(ただし、点字受験者は1問あたり3分、弱視等受験者は1問あたり2分36秒で計算します。) ○なお、免除区分が複数ある方は、以下のとおりです。 ※<甲>と<丙>の両方を有する方・・・50分(介護支援分野のみ解答) ※<乙>と<丙>の両方を有する方・・・60分(介護支援分野と保健医療サービスの知識等の「総合」を解答)				

7 身体に障がい等のある受験者に対する配慮

- ①身体に障がい等のある受験者については、障がいの種類及び程度に応じて、次頁の「**身体に障がい等のある受験者に対して配慮する事項**」のとおり受験上の配慮を行います。「**受験申込書**」の所定欄「**必要**」に○をつけて提出してください。○印がない場合、**配慮は行われません**ので、御注意ください。
- ②配慮を希望する場合には、受験申込後に試験事務局から「**身体障がい者等受験措置申請書**」及び「**診断・意見書**」の用紙を送付しますので、別途指定された期日(受験申込期間とは異なります。)までに返送してください。
- ③妊産婦の方も同様の手続(申請書及び診断・意見書提出)により、配慮を行います。
- ④各試験会場の身障者用駐車場には限りがあります。申請が多数の場合、障がいの程度等に応じて配慮が異なる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ⑤受験申込締切後、突発的な事故等により配慮が必要となった場合は、試験事務局に御相談ください。ただし、**会場や事務手続の関係上、十分に配慮できない場合があります**ので、御了承ください。

身体に障がい等のある受験者に対して配慮する事項

対象となる者		特別に配慮する事項(審査の上特別に認められる事項)					
		必ず行う事項				受験者からの希望により、審査の上特別に認められる事項(例)	
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの		
視覚障がい者	日常生活で点字を使用している者	点字による出題・解答	1.5倍	別室	点字問題冊子 点字用解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 録音テープの併用 試験会場への乗用車での入構 点字器等の持参使用 試験室までの付き添い者の同伴 	
	上記以外の強度の弱視者で良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者	文字による解答	1.3倍	別室	文字解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 拡大文字問題冊子の配布(文字の拡大率が一般試験問題の1.6倍、面積倍率は一般試験問題の2.7倍) 拡大鏡等の持参使用 窓側の明るい座席を指定 照明器具の準備 	
	上記以外の視覚障がい者	比較的重度のもの	文字による解答	一般受験者と同じ	別室		文字解答用紙
		上記以外のもの	なし(一般受験者と同じ)				
聴覚障がい者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者	なし(一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の付与 注意事項等の文書による伝達 座席を前列に指定 補聴器の持参使用 	
	上記以外の聴覚障がい者	なし(一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> 注意事項等の文書による伝達 座席を前列に指定 補聴器の持参使用 	
肢体不自由者	体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者	チェックによる解答	1.3倍	別室	チェック解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> 介助者の付与 試験室を1階に設定 洋式トイレに近接する試験室に指定 特製機の持参使用又は試験側での準備 車いすの持参使用 つえの持参使用 試験室までの付き添い者の同伴 試験会場への乗用車での入構 	
	両上肢の機能障がい著しい者						
	下肢の機能障がいにより歩行をすることができない者又は困難な者	なし(一般受験者と同じ)					
	上記以外の肢体不自由者	比較的重度のもの	チェックによる解答	1.3倍	別室		チェック解答用紙
上記以外のもの		なし(一般受験者と同じ)					
病弱者	慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者	なし(一般受験者と同じ)				<ul style="list-style-type: none"> 別室の設定 試験室を1階に設定 つえの持参使用 試験室までの付き添い者の同伴 試験会場への乗用車での入構 	
その他	障がいを併せもつ者	障がい又は病弱等の種類・程度に応じ、上記のそれぞれの該当の欄に記載の事項					

II 提出書類及び注意事項

受験の申込みの際に提出する書類は、以下に記載するとおりです。ただし、提出書類の内容によっては、試験事務局より追加の書類を求める場合がありますので、その際は速やかに提出してください。

なお、受験申込書その他必要書類の記載内容等に不備がある場合や、必要書類が不足している場合などには、受験できない場合がありますので、次頁以降の注意事項をよく読んで記入してください。

書類の不備等により何らかの不利益等が生じても、試験事務局では一切責任は負いませんので、あらかじめ御了承ください。

No	提出書類	新規受験者 (宮崎県で初めて 受験される方)	過去受験者 (過去に宮崎県で受 験したことがある方)	詳細
1	受験申込書	◎ 必須	◎ 必須	9頁 42～43頁
2	実務経験（見込）証明書	◎ 必須	×	9～10頁 44～47頁
3	実務経験証明書提出済申出書	×	◎ 必須	10頁 48～50頁
4	免許証・登録証・修了証等（写し）	○ 該当者のみ	○ 該当者のみ	10～11頁
5	戸籍抄本（コピー不可）	○ 該当者のみ	○ 該当者のみ	11頁
6	住民票（コピー可）	×	○ 該当者のみ	11頁
7	開業許可書等（写し）	○ 該当者のみ	×	11頁
8	その他 (試験事務局より提出を求められた書類等を含む)	○ 該当者のみ	○ 該当者のみ	11頁

書類名	注意事項
受験申込書 (指定用紙)	<ol style="list-style-type: none"> ① 受験申込者は全員必須となります。 ② 42～43頁の記載例を参照し、漏れのないよう記入してください。 ③ カラー写真（正面脱帽・上半身の縦4cm×横3cm、<u>申込前3ヶ月以内に撮影したもの</u>）を所定の欄に必ず貼り付けてください。（万が一、剥がれた時に誰の写真か分かるようにするため、写真の裏面に氏名を必ず記入してください。） コピー、スナップ写真等の切り抜きは認められません。 <u>不鮮明な写真により、試験当日、本人であることが確認できない場合は、受験を認められない場合があります</u>ので、御注意ください。 ④ 受験申込書裏面に、受験手数料の振込時に返却される「振替払込受付証明書(お客様用)」を必ず貼り付けてください。 ⑤ 受験申込書に付属する受験票に住所、氏名を記入し、50円切手を必ず貼り付けてください。また、受験票は切り離さないでください。 ⑥ 受験申込書裏面の誓約書への署名捺印がない場合は、申込みを受け付けられません。 ⑦ 受験申込書には、氏名、住所、現勤務先、実務経験年数、保有する資格など必要事項を漏れなく記入してください。記載されていない欄については、該当がないものとして取り扱います。
実務経験（見込） 証明書 (別記様式1：44頁)	<ol style="list-style-type: none"> ① 宮崎県で初めて受験される方は必須となります。添付されていない場合は、受験できないものとして、受験申込書を返却します。 ② 過去に他県で受験したことのある方も、宮崎県での受験が初めての場合は、原則として、実務経験証明書の提出が必要となります。 ③ <u>証明を依頼する際には、証明者に対し14～33頁の受験対象者及び45～47頁の記載にあたっての注意事項と記載例を明示して、作成を受けてください。</u> ④ 実務経験証明書は、様式を必要枚数コピーして御使用ください。 ⑤ 実務経験期間は、添付された実務経験証明書及び免許証等で確認できる期間のみに限り、有効な実務経験期間として取り扱います。提出された書類で期間が不足する場合は、他に実務経験がある場合であっても受験できませんので十分に御注意ください。 ⑥ <u>法定資格（17頁「別表1」）の場合は、免許証等に基づく業務が対象となりますので、免許登録日以前は実務経験の期間に参入できません。</u>必ず、有効な実務経験を御確認ください。 ⑦ 証明日現在では、業務期間・業務従事日数が所定の年数・日数に満たないが、試験の前日までにこれを満たす場合は「実務経験（見込）証明書」として提出できます。この場合、要件を満たした時点で、<u>再度、実務経験証明書を提出する必要があります。</u>

書類名	注意事項
実務経験（見込） 証明書 （別記様式 1：44 頁）	<p>⑧ 複数の事業所や職務内容を合わせることで必要な実務経験期間を満たす場合には、それぞれの証明者による実務経験証明書の作成が必要になります。提出された実務経験証明書及び免許証等の内容に不足がある場合は、実務経験期間に参入できませんので御注意ください。</p> <p>⑨ 上記のほか、実務経験証明書が添付されていない場合は、実務経験を確認できませんので、受験資格を満たさないものとして受験申込書を返却いたします。 実務経験証明書は、受験資格の審査をする上で最重要書類になりますが、受験申込締切後の再提出、追加提出は認められません（受験資格に影響しない補正や、証明事業所の錯誤等申込者の責に帰さない事由による補正、実務経験（見込）証明書提出後に実務経験証明書を提出する場合を除く。）ので御注意ください。 なお、審査が終了し、受験が認められない方に受験申込書等を返却する時期は、9月中旬頃となる見込みですので、あらかじめ御了承ください。</p> <p>⑩ 実務経験証明書の記載事項を確認するため、事務局から、申込者御本人又は証明書を発行した事業所に直接連絡することがあります。 提出した実務経験証明書は、各自控えとしてコピーを保管してください。</p> <p>⑪ 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、試験事務局へお問い合わせください。</p>
実務経験証明書 提出済申出書 （別記様式 2：48 頁）	<p>① 過去に宮崎県で受験された方は必須となります。</p> <p>② 記入上の注意事項等の詳細は、49～50頁を御参照ください。</p> <p>③ 前回受験後に新たな国家資格等を取得された場合で、解答免除区分が変更になる場合は、受験申込書に変更後の解答免除区分を明記の上、必ず、当該免除に係る免許証等の写しを添付してください。</p> <p>④ 婚姻等により現在の氏名と免許証等の氏名や住所が異なっている場合は、必ず戸籍抄本（コピー不可）や住民票（コピー可）を添付してください。</p>
免許証・ 登録証・ 修了証等 （写し） ※ ここでの「免許証」とは、運転免許証ではありません。	<p>① 受験資格や解答免除の要件となっている法定資格その他の資格については、対象となる免許証・登録証・修了証等の写しを必ず添付してください。 なお、過去に宮崎県で受験したことがあり、前回受験時から国家資格等の追加がない方については、提出する必要はありません。</p> <p>② 解答免除の要件となっている資格の免許証等の写しが添付されていない場合は、解答免除は受けられません。</p> <p>③ 戸籍の変更等により<u>免許証等の裏面に裏書きがある場合は、裏書きの写しも必ず添付してください。</u>裏書きの写しが添付されていない場合は、添付されている免許証等で確認できる日付を実務期間の算定開始日として取り扱います。</p> <p>④ 婚姻等により現在の氏名と免許証等の氏名が異なっている場合は、必ず<u>戸籍抄本（コピー不可）</u>を添付してください。</p>

書類名	注意事項
免許証・ 登録証・ 修了証等 (写し) ※ ここでいう「免許証」とは、運転免許証ではありません。	⑤ 准看護師と看護師の両資格の実務経験をもって受験資格とする場合は、両免許証の写しを提出してください。 ⑥ 免許証等の写しは、 A4の大きさ (受験申込書と同じサイズ)になるよう拡大・縮小コピーしてください。 ⑦ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士など、 『登録』されることが必要な資格 については、 <u>試験合格証では資格取得者とは認められません</u> 。受験できない場合がありますので、必ず、登録証の写しを添付してください。 ⑧ 登録申請中や紛失等の理由で発行・再発行の手続き中の場合は、当該申請に要した書類の写しを添付してください。発行・再発行後、直ちに登録証の写しを送付ください。送付がない場合、申込みが無効となる場合があります。
戸籍抄本	次のいずれかに該当する方は、必ず 戸籍抄本(コピー不可) を提出してください。 ① 婚姻等により <u>現在の氏名と実務経験証明書及び免許証等に記載された氏名が異なっている方</u> ② <u>過去に宮崎県で受験された方で、受験後に婚姻等により氏名が変更になった方</u>
住民票	① <u>過去に宮崎県で受験された方で、受験後に転居等により住所が変更になった方</u> は、必ず 住民票(コピー可) を提出してください。
開業許可書等 (写し)	① 実務経験証明書の証明者と被証明者が同一の場合 は、開業許可書、認可書、届出書等の写しを必ず添付してください。 ② 例えば、開業医が受験する場合、証明者と証明される者が同一であるため、開業許可書等の写しを添付する必要があります。 ③ 薬局開設許可証のように一定期間おきに開設許可証が更新される為、当初の開設年月日が確認できず、実務経験証明書に記載された業務期間を証明できない場合は、内容に相違ない旨を第三者(薬剤師会等)から証明してもらう必要があります。具体的には、実務経験証明書の下余白に「記載内容に相違ありません。」との記述と薬剤師会会長(又は支部長)の氏名及び押印があるものを提出してください。
その他	① 「民間事業者によるサービス指針を満たすと認められるもの」において「相談援助業務・連絡調整業務に従事している者」(22頁「別表2の3」イ-47)が受験申込みをする場合は、事業主の確認証明書(52～54頁)が必要です。 ② ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている方(25頁「別表3」ウ-8(カ))が受験申込みをする場合は、当該団体概要等(要原本証明)を提出してください。
※ 上記の書類以外に、試験事務局より追加の書類を求められた場合は、速やかに提出してください。求められた書類を別途指定する期限までに提出できない場合は、受験資格を得ることができません。	

III 受験申込み後・試験当日の注意事項

1 受験申込み後の注意事項

受験票の発送	<p>○受験資格等を審査の上、9月下旬に受験票を発送します。</p> <p>○<u>10月1日(火)を過ぎても受験票が届かない場合は、試験事務局に御連絡ください。</u></p>
実務経験(見込)証明書で受験申込みをした場合	<p>○「実務経験(見込)証明書」で受験申込みをした方は、実務経験が満たされた後、1週間以内に「実務経験証明書」を試験事務局に提出してください(提出先:4頁参照)。<u>提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、この試験は無効となります。</u></p>
氏名・住所が変更になった場合	<p>○受験票及び試験結果通知等は「<u>受験申込書</u>」に記載されている現住所に送付します。</p> <p>○申込み後に「<u>氏名</u>」が変更になった場合は、「<u>記載事項変更届</u>」(51頁)と戸籍抄本(コピー不可)を、「<u>住所</u>」が変更になった場合は、「<u>記載事項変更届</u>」(51頁)と住民票(コピー可)を、試験事務局に提出してください(提出先:4頁参照)。</p> <p>○事務処理の都合上、受験票及び結果通知送付の直前に「<u>記載事項変更届</u>」を受け付けた場合は、<u>変更前の内容で送付することがあります。</u>郵送物の不着を防ぐためにも、転居の際には、最寄りの郵便局に「転居届」を必ず提出してください。郵送物の再送付は原則行いません。</p> <p>○変更届の受付期限は、平成25年12月6日(金)(消印有効)までです。</p> <p>○電話等の申し出による申込書内容の変更は一切受け付けられません。</p>
送付した書類等の到着の確認	<p>○試験事務局では、送付された受験申込書等の書類が到着しているかどうかについての照会には応じることができません(郵送時に交付される簡易書留郵便物受領書の引受番号により、各自郵便局で確認してください)。</p>
受験対象者でなかった場合	<p>○受験申込書提出後、9月中旬までの間に受験資格等の確認、審査を行い、受験対象者でないことが判明した場合には、<u>受験申込書を返還するものとします。</u>一定の審査期間を必要とすることから、<u>受験資格がない方への受験申込書返却の時期は、9月中旬以降となる見込みです</u>ので、<u>予め御了承ください。</u></p> <p>○受験対象者でなかった場合、受験手数料は返還しますが、返還の際に生じる費用(口座振込手数料)は返金額から差し引かせていただきます(返金時期は原則<u>12月以降となります。</u>)。</p>
合格発表及び通知	<p>○合格発表日は、平成25年12月10日(火)の予定です。</p> <p>○合格者の受験番号を下記のとおり掲示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁正門の掲示版 ・県庁ホームページ http://www.pref.miyazaki.lg.jp/ ・宮崎県福祉総合センター本館1階掲示版 ・宮崎県社会福祉協議会ホームページ http://www.mkensha.or.jp/ <p>○合否結果については、試験受験者全員に文書で通知します(試験当日欠席者を除く)。</p> <p>○通知書が合格発表日から<u>7日経っても到着しない時は、試験事務局にお問い合わせ</u>ください。</p>

試験結果の開示	<p>○合否通知に「分野別の得点」を同封します。</p> <p>○合格基準及び正答番号は、合格発表後、宮崎県社会福祉協議会のホームページに掲載します。</p> <p>○<u>試験結果に関する電話及び窓口等による照会には、一切応じません。</u></p>
その他	<p>○受験申込書受理後、本人の都合により受験を取りやめた場合、原則として<u>受験手数料の返還はいたしません</u>（4頁参照）。</p>

2 試験当日の注意事項

持参物品	<p>○受験票</p> <p>○筆記用具（HB 又は B の鉛筆、プラスチック消しゴム） 解答方法はマークシート方式となります。機械で読み取れない場合がありますので、<u>シャープペンシルの使用はできません。</u></p> <p>○時計（辞書機能付は不可。また、携帯を時計代わりに使用することも不可）</p>
試験会場入室時間	<p>○午前9時40分までに各試験室へ入室し、着席してください。 （午前9時40分から注意事項等の説明が始まります。注意事項等の聞き洩れにより何らかの不利益等が生じても試験事務局では一切責任を負いませんので、時間は厳守してください。）</p>
試験室への入室	<p>○試験会場入口付近には入室する試験室案内が、試験室入口には受験者の座席表が、受験番号により掲示されます。</p> <p>○試験会場が数箇所に分かれる場合がありますので、受験票で御自身の受験会場等を必ず確認してください。</p> <p>○試験室及びトイレ以外には、立ち入らないでください。</p> <p>○試験会場では、試験監督員等の指示に従ってください。</p>
座席	<p>○試験室内の座席は、机の上に貼り付けられた受験番号を受験票で十分確認してください。</p> <p>○試験監督員から受験番号が見えるよう机上通路側に受験票を置いてください。</p>
試験会場に関する注意事項等	<p>○<u>試験前日は、試験会場の建物内の下見はできません。</u></p> <p>○試験会場では、電話の呼び出しは一切できません。</p> <p>○試験会場の敷地内・建物内は<u>すべて禁煙</u>です。</p> <p>○駐車場の収容能力には限りがあります。乗り合わせでお越しいただくか、公共交通機関の御利用に御協力ください。お車で越すの場合に、<u>駐車場が満車になりましても、試験本部では一切対応できません</u>ので御注意ください。</p> <p>○試験当日、試験会場付近で業者がチラシ等を配布している場合がありますが、このような業者と試験事務局とは一切関係ありません。</p>
不正行為について	<p>○試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込みにあたって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとします。</p>
その他	<p>○試験当日の欠席について、試験事務局に連絡する必要はありません。</p> <p>欠席された場合でも、受験手数料の返還はいたしません（4頁参照）。</p>

IV 受験対象者（受験資格）

1 受験対象者

受験資格を有する者は、下表の「**受験対象者**」区分①～⑤のいずれかに該当し、かつ、必要実務経験期間を満了する方のみとなります。さらに、宮崎県で受験するには、次頁の「**受験地の基準**」を満たす必要があります。

区分	受験対象者		必要実務経験期間
①	法定資格	「別表1」(17 頁)に定める国家資格等に基づき、当該資格に係る業務に従事した者	
②	相談援助業務	「別表2」の1又は2(17～21 頁)に掲げる相談援助業務に従事する者	
③		「別表2」の3又は4(22～23 頁)に掲げる相談援助業務に従事する者であつて、試験日前日までに次のいずれかの要件を満たす者 (1)社会福祉主事任用資格を取得したこと (2)介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修(22頁※1)(社会福祉施設長資格認定講習会(22頁※2)等)を修了したこと (介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)附則第 2 条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む) (3)区分①の法定資格を取得したこと (4)区分②の相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと	
④		「別表3」(24～26 頁)に掲げる介護等の業務に従事する者であつて、試験日前日までに次のいずれかの要件を満たす者 (1)社会福祉主事任用資格を取得したこと (2)介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修(22頁※1)(社会福祉施設長資格認定講習会(22頁※2)等)を修了したこと (介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成 24 年厚生労働省令第 25 号)附則第 2 条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む) (3)区分①の法定資格を取得したこと (4)区分②の相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと	
⑤		「別表3」(24～26 頁)に掲げる介護等の業務に従事する者であつて、区分④の(1)～(4)に該当しない者	通算実務経験年数が 5年以上かつ 、当該業務に従事した日数が 900日以上
			通算実務経験年数が 10年以上かつ 、当該業務に従事した日数が 1800日以上

- (注1) 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、試験事務局へお問い合わせください。
- (注2) 要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置付けられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。
- (注3) 必要実務経験期間は、試験日前日(平成25年10月12日)までに満たしていることが必要です。
- (注4) 実務経験期間の日換算については、一日の勤務時間が短い者の場合についても一日勤務したものとみなします。

2 受験地の基準

- (1) 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、その勤務地が宮崎県内であること。
- (2) 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が宮崎県内であること。
- ※ 受験対象となる資格は有しているが現在勤務していない、あるいは他の業務に従事している場合

申込日現在	勤務地・住所地	受験地
受験資格に該当する業務に従事している場合	宮崎県で勤務	宮崎県
	宮崎県以外で勤務	勤務地の都道府県
受験資格に該当する業務に従事していない場合又は無職の場合	宮崎県在住	宮崎県
	宮崎県以外に在住	住所地の都道府県

3 受験対象者についての留意点

次の(1)から(7)のいずれかに該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員としての登録を受けることができません(介護保険法第69条の2第1項)ので、御注意ください。

また、介護支援専門員の登録を受けた後に下記(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合(介護保険法第69条の3第1項第1号)や、不正の手段により介護支援専門員の登録を受けた場合(介護保険法第69条の3第1項第2号)は介護支援専門員の登録を削除しなければなりませんので御注意ください。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

実務経験期間算定の具体的事例

○：受験資格あり ×：受験資格なし

医師免許取得 ● 医業 5年 →試験	○
薬剤師免許取得 ● 薬剤師法に基づく薬剤師業務 5年 →試験	○
薬剤師免許取得 ● 製薬会社での研究部門業務のみ 5年 →試験	×
社会福祉士登録 ● 特養生活相談員 5年 →試験	○
ヘルパー研修2級 ● 訪問介護員(ホームヘルパー) 5年 →試験	○
保健師 ● 専ら事務用務 5年 →試験	×
保健師 ● 保健指導 5年 →試験	○
特養就職 ● 寮母(無資格) 10年 →試験	○
A特養就職 退職 B特養就職 通算10年 ● 寮母(無資格8年) ● 寮母(無資格2年) →試験	○
特養就職 介護福祉士登録 ● 寮母(無資格3年) ● 2年 →試験	○
特養の施設で介護業務 対象国家資格 ● 無資格 ● 4年 →試験	○
医療機関のMSW 対象国家資格 ● 無資格 ● 4年 →試験	○
看護師免許取得 ● 看護業務1年 ● 医療機関のMSW4年 5年 →試験	○

A特養就職 退職 対象国家資格 ● 寮母(無資格8年) ● ↑この時点で受験資格が発生	○
一般病院就職 社会福祉士主任任用資格 5年 ● MSW ● 4年 →試験	○
特養の施設で介護業務 ヘルパー研修2級 5年 ● 無資格 ● 4年 →試験	○
特養就職 退職 ヘルパー研修2級 通算5年 ● 寮母(無資格2年) ● 医療機関のMSW3年 →試験	○
特養就職 退職 ヘルパー研修2級 ● 寮母(無資格8年) ● ↑この時点で受験資格が発生	○
老健支援相談員に配置換 ● 医療機関のMSW(無資格6年) ● 1年 この時点で受験資格発生	○
特養就職 社会福祉士 5年 ● 生活相談員3年 ● 2年 (国家資格の取得に関わらず、5年で受験可能) →試験	○
特養就職 対象国家資格 退職 通算5年 ● 生活相談員3年 ● 薬剤師2年 →試験	○
特養就職 5年 ● 寮母(ヘルパー2級)3年 ● 生活相談員2年 →試験	○
特養就職 退職 障害者支援施設就職 通算5年 ● 生活相談員3年 ● 生活支援員2年 →試験	○
児童相談所就職 社会福祉士登録 ● XXX相談員 4年 5年 (児童相談所の相談員は 実務経験期間にカウントせず) (あと4年で受験資格有)	×

MSW：メディカルソーシャルワーカーのこと

「規定する法令・通知等」の欄は、現行の法令・通知等を記載しております。
なお、現在、廃止等されている通知等に基づくもので、実務経験に算入することができるものは、27～33頁にまとめて掲載しております。

別表1 (国家資格等に基づく業務に従事する者)

区分コード	国家資格等	区分コード	国家資格等	区分コード	国家資格等	区分コード	国家資格等
ア-1	医師	ア-2	歯科医師	ア-3	薬剤師	ア-4	保健師
ア-5	助産師	ア-6	看護師	ア-7	准看護師	ア-8	理学療法士
ア-9	作業療法士	ア-10	社会福祉士	ア-11	介護福祉士	ア-12	視能訓練士
ア-13	義肢装具士	ア-14	歯科衛生士	ア-15	言語聴覚士	ア-16	あん摩マッサージ指圧師
ア-17	はり師	ア-18	きゆう師	ア-19	柔道整復師	ア-20	栄養士(管理栄養士を含む)
ア-21	精神保健福祉士						

別表2 (相談援助業務に従事する者)

「別表2」の1 施設等において必置とされる相談援助業務に従事する者			
区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-1	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	児童指導員 児童発達支援管理責任者	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第49条第1項 同 第58条第3項及び第6項
イ-2	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 ケース・ワーカー	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1
イ-3	障害者支援施設	生活支援員 サービス管理責任者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)
イ-4	福祉ホーム	管理人	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第176号)第10条
イ-5	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成15年厚生労働省令第21号)第19条
イ-6	救護施設 更生施設	生活指導員	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-7	福祉に関する事務所	査察指導員 (指導監督を行う所員)	「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号
		身体障害者福祉司	「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項
		知的障害者福祉司	「知的障害者福祉法」(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項
		社会福祉主事 (老人福祉指導主事)	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条
		現業員 (現業を行う所員)	「社会福祉法」第15条第1項第2号
イ-8	知的障害者更生相談所	ケース・ワーカー	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325002号)第1
イ-9	養護老人ホーム	主任生活相談員及び生活相談員	「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号及び第2項第1号
	特別養護老人ホーム	生活相談員	「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号
	軽費老人ホーム	生活相談員	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成20年厚生労働省令第107号)第11条第1項第2号
		主任生活相談員 生活相談員	同省令附則第6条第1項第2号
		入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員	同省令附則第14条第1項第3号
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2
		相談・指導を行う職員	同 第3
老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員		
イ-10	老人短期入所施設	生活相談員	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号
	老人デイサービスセンター		「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第42条第1項第1号 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第5条第1項第1号

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-11	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	指導員	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知)
イ-12	有料老人ホーム	相談援助業務を行っている生活相談員	「老人福祉法」第29条
イ-13	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)
イ-14	隣保館	相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)
		広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829001号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)
イ-15	市(特別区を含む)区町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知)
イ-16	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設	相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー	「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号
イ-17	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)
イ-18	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている主任指導員	「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号
イ-19	「重症心身障害児(者)通園事業」を行っていた施設	児童指導員	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)
イ-20	児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(*)を通わせる児童発達支援事業所 *児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう	児童指導員	「児童福祉法」第6条の2第2項 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第63条第7項(ただし同条第1項に規定する児童指導員に限る) 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第5条第3項第3号
イ-21	点字図書館	身体障害者に関する相談に応ずる職員	「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成15年厚生労働省令第21号)第38条
	聴覚障害者情報提供施設		同 第40条
イ-22	障害福祉サービス事業を行う施設* *生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る	生活支援員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む)

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-22	障害福祉サービス事業を行う施設* *生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る	サービス管理責任者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む)
イ-23	地域活動支援センター	指導員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号
イ-24	(任意事業の身体障害者自立支援を行っている) 身体障害者向け公営住宅 身体障害者向け賃貸住宅 身体障害者福祉ホーム等	相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
	(任意事業の日中一時支援を行っている) 障害福祉サービス事業所 障害者支援施設等		同 別記11
	障害者相談支援事業を行っている施設 障害児等療育支援事業を行っている施設		同 別添1「障害者相談支援事業」 同 別添3「障害児等療育支援事業」
イ-25	(障害者総合支援法に基づく) 指定地域移行支援事業所	指定地域移行支援従事者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)第3条
	(障害者総合支援法に基づく) 指定地域定着支援事業所	指定地域定着支援従事者	同 第40条
イ-26	(障害者総合支援法に基づく) 指定特定相談支援事業所	相談支援専門員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
イ-27	(児童福祉法に基づく) 指定障害児相談支援事業所	相談支援専門員	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
イ-28	(障害者総合支援法に基づく) 共同生活介護、共同生活援助を行っている事業所	相談援助業務を行っている職員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第10項及び同条第16項
	老人デイサービス事業を行う施設 老人短期入所事業を行う施設		「老人福祉法」第5条の2第3項 同 第5条の2第4項
イ-30	(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業を行っている) 生活支援ハウス	生活援助員	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)
イ-31	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) サービス付き高齢者向け住宅 多くの高齢者が居住する集合住宅等	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業により派遣されている生活援助員	「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号)

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-32	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
イ-33	介護老人保健施設	相談援助業務に従事している者	「介護保険法」(平成9年法律第123号)第8条第27項
イ-34	精神保健福祉センター 保健所その他これらに準ずる施設	精神保健福祉相談員	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第48条
イ-35	介護実習・普及センター	相談援助業務を行っている職員	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)
イ-36	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	児童指導員	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第58条第3項及び第6項
イ-37	ホームレス総合相談推進事業を行っている事業所	ホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)
イ-38	ホームレス自立支援センター	相談援助業務を行っている生活相談指導員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)
イ-39	日常生活自立支援事業を行っている事業所	専門員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添11(日常生活自立支援事業実施要領)
イ-40	ひきこもり地域支援センター	相談援助業務に従事している者	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添15(ひきこもり対策推進事業実施要領)
イ-41	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事している者	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(地域生活定着促進事業実施要領)
イ-42	地域包括支援センター	介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者	「介護保険法」第115条の46第1項

「別表2」の2 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

※なお、「主として」と有るのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すもの。

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-43	町村(福祉事務所設置町村を除く)	老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者	
イ-44	保健所	公共医療事業に従事する者	

「別表2」の3 次に掲げる相談援助業務に従事する者で、次の(1)～(4)に掲げるいずれかの要件を満たしている者

- (1) 社会福祉主事任用資格を取得したこと
- (2) 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修(※1)(社会福祉施設長資格認定講習会(※2)等)を修了したこと(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む)
- (3) 「別表1」(17頁)に掲げる資格を取得したこと
- (4) 「別表2」の1又は2(17頁～21頁)に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと

区分コード	相談援助内容
イ-45	医療機関において、患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者
イ-46	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
イ-47	イ-46のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む)に係る業務を行っている事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等)であって、市町村の委託を受けたもの又は、民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの(*)において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者 *「民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの」に該当する場合には、各サービスごとに「確認証明書(52～54頁参照)」を受験申込書に添付すること。

(※1) 介護職員初任者研修課程に相当する研修を修了したとは、次のア、イに掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証明書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを受験申込書に添付すること。なお、イの場合には、研修修了証明書等研修の実施主体が発行した研修を修了したことを確認できる書類(以下「研修修了証明書等」という)の写しと研修カリキュラムの写しを添付すること。

- ア 介護職員初任者研修課程に相当する研修とは、省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。
- イ 上記ア以外の場合には次の(ア)及び(イ)を満たしていること。
- (ア) 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限り、また、追加研修の内容は、先に修了した研修内容と重複するものではないこと。
 - (イ) 研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

(※2) 社会福祉施設長認定講習会に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者をいう。

- ア 「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者であること。
※ただし当該研修修了証書の写しを受験申込書に添付すること。
- イ 上記ア以外の場合には次の(ア)及び(イ)を満たしていること。
※ただし、研修修了証書等の写しと研修カリキュラムの写しを添付すること。
- (ア) 研修時間数が90時間以上あること。
 - (イ) 研修内容には、保健・医療・福祉に関する課目(相談援助を含む)が含まれていること。

「別表2」の4 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、以下の要件を満たす者			
区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
イ-48	老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び老人保健施設	施設長及び管理者*	
	<p>*社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は次の①～④のいずれかに該当する場合</p> <p>① 社会福祉主事任用資格を取得したこと</p> <p>② 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修(前頁※1)(社会福祉施設長資格認定講習会(前頁※2)等)を修了したこと(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む)</p> <p>③ 「別表1」(17頁)に掲げる資格を取得したこと</p> <p>④ 「別表2」の1又は2(17～21頁)に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと</p>		
イ-49	都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等	手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者*	
	<p>*社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年厚生労働省令第96号)による試験に合格し、登録された手話通訳士である者で、次の①～④のいずれかを満たした者に限る。</p> <p>① 社会福祉主事任用資格を取得したこと</p> <p>② 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修(前頁※1)(社会福祉施設長資格認定講習会(前頁※2)等)を修了したこと(介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)附則第2条により、介護職員初任者研修課程を修了したものとみなされた者を含む)</p> <p>③ 「別表1」(17頁)に掲げる資格を取得したこと</p> <p>④ 「別表2」の1又は2(17～21頁)に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと</p>		

「別表3」（介護等の業務に従事する者）

介護職員の介護等（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事、その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者の範囲は、次のとおりです。なお、「主として」、「主たる」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
ウー1	障害者支援施設	従業者のうち主たる業務が介護等の業務である者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
ウー2	救護施設 更生施設	主たる業務が介護等の業務である者	「生活保護法」（昭和25年法律第144号）
ウー3	老人デイサービスセンター 老人デイサービス事業を行う施設 老人短期入所施設 老人短期入所事業を行う施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である者	「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）
ウー4	（障害者総合支援法に規定する） 居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の事業を行う事業所	居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
	老人居宅介護等事業を行う事業所	訪問介護員	「老人福祉法」
ウー5	障害福祉サービス事業（*）を行う事業所 *療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行う者に限る 地域活動支援センター	主たる業務が介護等の業務である者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
ウー6	軽費老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設 その他の施設* （入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものであること） *介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）の2の（3）のとおりであること	主たる業務が介護等の業務である者	「老人福祉法」 「介護保険法」
ウー7	病院又は診療所	看護の補助の業務に従業する者のうち主たる業務が介護等の業務である者* *空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者は除く	「医療法」（昭和23年法律第205号）

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
ウー8	<p>介護等の便宜を供与する事業を行う事業者</p> <p>* 事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であつて、次の業務に従事している者であること</p> <p>ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者</p> <p>イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っている者</p> <p>オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること)</p>	主として介護等の業務に従事する者*	
ウー9	個人の家庭において就業する家政婦	主たる業務が介護等の業務である者	「職業安定法施行規則」(昭和22年労働省令第12号)附則第4項
ウー10	労災特別介護施設	介護職員	「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号
ウー11	「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	<p>利用者の療育に直接従事した職員</p> <p>(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)</p>	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)
ウー12	<p>児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(*)を通わせる児童発達支援事業所</p> <p>*児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう</p>	<p>利用者の療育に直接従事する職員</p> <p>(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)</p>	「児童福祉法」第6条の2第2項
ウー13	「地域生活支援事業」を行っている事業所	移動支援事業を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9
		任意事業の訪問入浴サービスを行っている職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
		任意事業の身体障害者自立支援を行っている施設において介助サービスを提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
ウー13	「地域生活支援事業」を行っている事業所	任意事業の日中一時支援を行っている職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
		任意事業の生活サポートを行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
ウー14	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
ウー15	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設 主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	入所者の保護に直接従事する職員のうち、主たる業務が介護等の業務である者	「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)
ウー16	ハンセン病療養所	介護員等その主たる業務が介護等の業務である者*	
		*ア 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること *イ ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とする	
ウー17	厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	入所者の保護に直接従事する職員のうち、主たる業務が介護等の業務である者*	「児童福祉法」第6条の2第3項
		* 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう	
ウー18	指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護事業	介護職員	「介護保険法」第8条第3項
	指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護事業		「介護保険法」第8条の2第3項
ウー19	指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護事業	介護従業者	「介護保険法」第8条第18項
	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護事業		「介護保険法」第8条の2第16項
ウー20	指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護事業	介護従業者	「介護保険法」第8条第19項
	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護事業		「介護保険法」第8条の2第17項
ウー21	指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション	介護職員	「介護保険法」第8条第8項
	指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション		「介護保険法」第8条の2第8項

現在、廃止等されている通知等に基づくもので、実務経験に算入することができるものを掲載しています

平成18年3月31日以前の以下に掲げる業務(現在、廃止等されている通知等に基づくもの)についても、実務経験期間に算入できます。

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イー4	「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第5号)別紙(身体障害者福祉ホーム設置運営要綱)9に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員として相談援助業務に従事した期間
	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号)第33条第1項に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
イー5	「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第6号)別紙(身体障害者福祉センター設置運営要綱)に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員として相談援助業務に従事した期間
イー9	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号に規定する生活指導員又は「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第4に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
イー14	「隣保館の設置及び運営について」(平成9年9月9日付け厚生省発社援第198号)別紙(隣保館運営要綱)に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員、「隣保館における隣保事業の実施について」(平成9年9月9日付け社援地第81号)別添5(広域隣保活動事業実施要綱)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員又は「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82号)別添(地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱)に基づき相談援助業務を行っている生活相談員として相談援助業務に従事した期間
イー16	心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設において相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカーとして相談援助業務に従事した期間
イー19	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員として相談援助業務に従事した期間
イー22	身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務に従事した期間
	「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した期間
イー24	「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設において相談援助業務に従事した期間
	「障害児(者)地域療育等支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第497号)別紙(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」における相談援助業務を行っている相談員として相談援助業務に従事した期間
イー28	「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イ-28	「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)の実施について」(平成4年7月27日健医発第902号)別紙(精神障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
イ-34	地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員として相談援助業務に従事した期間
イ-39	「地域福祉推進事業の実施について」(平成13年8月10日付け社援発第1391号)別添4(地域福祉権利擁護事業実施要領)2に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
イ-52	「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第4号)第2章の第3、第4、第5、第7、第3章の第5、第4章の第3又は第4に規定する生活指導員、第2章の第6に規定するケース・ワーカー若しくは第4章の第5に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
イ-53	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号)第11条第1項第4号、第21条第1項第4号又は第27条第1項第3号に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
ウ-4	身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者居宅介護等事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員の業務に従事した期間
ウ-5	身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入所事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者短期入所事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
ウ-11	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く)の業務に従事した期間
ウ-25	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設(重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。)、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設(重度の身体障害者で雇用されることの困難なものを入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る)の寮母の業務に従事した期間

平成19年3月31日以前の以下に掲げる業務(現在、廃止等されている通知等に基づくもの)についても、実務経験期間に算入できます。

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イ-4	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第45条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第72条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
イ-21	「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」(平成2年12月17日付け社更第247号)別紙(視聴覚障害者情報提供施設及び補装具製作施設の設備及び運営基準)第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に基づく聴覚障害者情報提供施設において相談援助業務に従事した期間
イ-22	障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスを行う事業所において相談援助業務に従事した期間

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イー24	「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において相談援助業務に従事した期間
	「地域における相談支援の実施について」(平成15年11月6日付け障発第1106006号)別紙(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」における職員及び(障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱)に基づく「療育等支援施設事業」における相談員として相談援助業務に従事した期間
	「知的障害者生活支援事業の実施について」(平成3年9月19日付け児発第791号)別紙(知的障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設(通所施設を除く)において相談援助業務に従事した期間
	「知的障害者社会活動総合推進事業の実施について」(平成4年6月29日付け児発第616号)別紙(知的障害者社会活動総合推進事業実施要綱)第3の6に基づく「知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業」を行っている施設における相談員として相談援助業務に従事した期間
	「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け健医発第573号)別紙(精神障害者地域生活支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行っている精神障害者社会復帰施設(地域公共団体が委託して実施する場合は、近隣の精神障害者生活訓練施設等との密接な連携が確保された施設)において相談援助業務に従事した期間
イー30	「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老28号)別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)3に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センターにおける生活援助員として相談援助業務に従事した期間
イー31	「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成13年5月25日付け老発第213号)に基づく「高齢者住宅等安心確保事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)における生活援助員として相談援助業務に従事した期間
イー48	身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の施設長として従事した期間(社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、15頁の区分③の(1)～(4)の要件のうちいずれかに該当するもの)
イー52	身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員として相談援助業務に従事した期間
	「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する指導員をして相談援助業務に従事した期間
イー53	知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員として相談援助業務に従事した期間
イー54	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助業務に従事した期間
ウー4	障害者自立支援法に規定する外出介護の業務に従事した期間
ウー5	障害者自立支援法に規定する障害者デイサービスを行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
ウー14	「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
ウー25	身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設の入所者の支援に直接従事する職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

平成20年3月31日以前の以下に掲げる業務(現在、廃止等されている通知等に基づくもの)についても、実務経験期間に算入できます。

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イー2	身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成5年3月31日付け社援更第107号)第1に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
イー8	知的障害者更生相談所にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和35年6月17日付け社発第380号)第1に規定するケース・ワーカーとして相談援助業務に従事した期間
イー10	老人短期入所施設及び老人デイサービスセンターにあつては、「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員、別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
イー15	市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務に従事した期間で、以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員 ① 「地域福祉活動コーディネーター」(「ふれあいのまちづくり事業の実施について」(平成3年9月20日付け社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日付け社援地第68号厚生省社会・援護局長通知) ② 「市町村ボランティアセンターにおける相談員」(「福祉活動への参加の推進について」(平成6年7月11日付け社援地第86号厚生省社会・援護局長通知)別添2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」)
イー37	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添13(ホームレス総合相談推進事業実施要領)に基づく相談員として相談援助業務に従事した期間
イー38	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおける生活相談指導員として相談援助業務に従事した期間
イー39	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添9(地域福祉権利擁護事業実施要領)に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
イー50	「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」(平成6年6月23日付け建設省住建発第55号)に基づく「シニア住宅」において主として相談援助業務に従事した期間 ※14頁の区分③の(1)～(4)のいずれかの要件を満たすこと

平成22年3月31日以前の以下に掲げる業務(現在、廃止等されている通知等に基づくもの)についても、実務経験期間に算入できます。

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イ-9	「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2に規定する主任生活相談員及び生活相談員、第3に規定する利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び第4に規定する生活相談員として従事した期間
イ-11	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38号第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあっては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(昭和48年5月26日付け厚生省社第497号)に基づき配置された指導員として従事した期間
イ-37	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(ホームレス総合相談推進事業実施要領)に基づき相談援助業務を行っている相談員として従事した期間
イ-39	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添7(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員として従事した期間
イ-42	介護保険法第115条の39第1項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者として従事した期間
イ-49	都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者(社会福祉主事任用資格を有する者又は訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」(平成元年5月20日厚生省告示第108号)による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。)(「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」(平成元年5月20日厚生省告示第108号)による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが、14頁の区分③の(1)～(4)の要件のうちいずれかを満たした場合)として従事した期間
ウ-22	「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間

平成24年3月31日以前の以下に掲げる業務(現在、廃止等されている通知等に基づくもの)についても、実務経験期間に算入できます。

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イ-1	知的障害児施設、肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設を除く)及び重症心身障害児施設にあっては、児童福祉施設最低基準第49条第1項、第69条第1項及び第5項並びに第73条第1項に規定する児童指導員として従事した期間
イ-6	救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設置及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員として従事した期間
イ-19	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員として従事した期間

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イ-24	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添2「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員として従事した期間
イ-31	「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号)に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員として従事した期間
イ-33	介護保険法第8条第25項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事していた期間
イ-36	児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあつては、児童福祉施設最低基準第69条第1項及び第73条第1項に規定する児童指導員として従事した期間
イ-37	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(ホームレス対策事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員として従事した期間
イ-38	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(ホームレス対策事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助業務を行っている生活相談指導員として従事した期間
イ-39	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添10(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員として従事した期間
イ-51	相談支援事業を行う施設にあつては、障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条に規定する相談支援専門員として従事した期間
ウ-9	個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第3項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
ウ-11	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」において利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)として従事した期間
ウ-13	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記4に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記6(3)に基づく「訪問入浴サービス事業」を行っている職員、別記6(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービスを提供する者、別記6(9)に基づく「日中一時支援事業」を行っている職員、別記6(10)に基づく「生活サポート事業」を行っている者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
ウ-15	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものとして従事した期間
ウ-17	児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの(児童福祉法第27条第2項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。)として従事した期間

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
ウー23	指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第15条第3号に規定する 適合高齢者専用賃貸住宅の介護職員 として従事した期間
ウー24	知的障害児施設及び肢体不自由児施設 (肢体不自由児通園施設を除く。)の 入所者の保護に直接従事する職員 のうち、その主たる業務が 介護等の業務 であるものとして従事した期間

平成25年3月31日以前の以下に掲げる業務(現在、廃止等されている通知等に基づくもの)についても、実務経験期間に算入できます。

区分コード	対象施設及び施設、対象となる職員(職種)、規定する法令・通知
イー52	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する 身体障害者更生援護施設 にあつては、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する 生活支援員 並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)7に規定する 指導員 として従事した期間
イー53	障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する 知的障害者援護施設 にあつては、整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する 生活支援員 として従事した期間
イー54	障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する 精神障害者社会復帰施設 にあつては、整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する 精神障害者社会復帰指導員 並びに第33条第1項第1号に規定する 管理人 として従事した期間
ウー25	障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する 身体障害者更生援護施設 の 入所者の支援に直接従事する職員 のうちその主たる業務が 介護等の業務 であるものとして従事した期間
ウー26	「知的障害者通所援護事業等助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け発児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)に基づく「 知的障害者通所援護事業 」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が 介護等の業務 であるものとして従事した期間

V 出題範囲及び解答免除の範囲

○介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲は、以下の表に掲げるとおりです。

○「大項目」欄の種別については、下記の「解答免除の範囲」を示しています。

種別	解答免除の範囲	解答免除の対象資格
【介護】	「介護支援分野」	
【保医】	「保健医療福祉サービス分野」中、 保健医療サービス分野の知識等	
	○基礎(15問) 及び 総合(5問)	○医師、歯科医師
	○基礎(15問)	○薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士(管理栄養士)、 義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、 柔道整復師
【福祉】	「保健医療福祉サービス分野」中、 福祉サービス分野の知識等	○社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

注) 解答免除の詳細については、5～6頁を御確認ください。

○この表に掲げる項目は介護保険法、関連法令に規定されたもの及び、その関連通知で基礎的な技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとします。

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目
この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	【介護】	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
				2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
				3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
				4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
		2. 介護保険と介護支援サービス	【介護】	-	-
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	【介護】	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
				2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
				3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目			
(前頁から続き) 一 この法律その他関係法令に関する科目	(前頁から続き) 2. 介護保険制度論	(前頁から続き) 1. 介護保険制度論	【介護】	(前頁から続き) 3 被保険者	5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証			
				4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限			
				5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設			
				6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画			
				7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務			
				8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業			
				9 地域支援事業	1 介護予防等事業 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成			
				10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター			
				11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務			
				12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係			
				13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等			
				14 検討規定(附則)	—			
			二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	【介護】	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
							2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1. ケアマネジメント機能論	【介護】	(前頁から続き)	3 家族(介護者)への支援の必要性
				2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点
				3 介護支援専門員の基本姿勢	5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点
				4 介護支援専門員の役割・機能	6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点
				5 ケアマネジメントの記録	7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点
		2. 介護支援サービス方法論	【介護】	1 居宅介護支援サービスの開始過程	1 利用者本位の徹底
				2 居宅サービス計画作成のための課題分析	2 チームアプローチの実施ー総合的判断と協働
				3 居宅サービス計画作成指針	3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正
				4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持
		3. 介護予防支援サービス方法論	【介護】	1 介護予防支援サービスの開始過程	5 信頼関係の構築
				2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	6 社会資源の開発
				3 介護予防サービス計画作成指針	—
				4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—
		4. 施設介護支援サービス方法論	【介護】	1 施設介護支援サービスの開始過程	—
				2 施設サービス計画作成のための課題分析	—
				3 施設サービス計画作成指針	—
4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—				
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編	【保医】	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴
				2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴
				3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	3 高齢者に多くみられる各種の疾患
				4 介護技術の展開	1 全身の観察とバイタルサイン
				5 ケアにおけるリハビリテーション	2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
				6 認知症高齢者の介護	1 検査値の変動について
				7 精神に障害のある場合の介護	2 検査各論
				8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 身体介護と家事援助の関連
				9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	2 食事の介護
				10 栄養・食生活からの支援・介護	3 排泄および失禁の介護
				11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	4 褥瘡への対応
				12 感染症の予防	5 睡眠の介護
	6 清潔の介護				
	7 口腔のケア				
	1 リハビリテーションの考え方				
	2 リハビリテーションの基礎知識				
	3 リハビリテーションの実際(訓練と援助の実際)				
	1 老人性認知症の特徴、病態				
	2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス				
	1 高齢者の精神障害				
	2 精神に障害のある高齢者の介護				
	1 医学的診断の理解				
	2 治療内容の理解				
	3 予後の理解				
	1 現状の医学的問題のとらえ方				
	2 起こりうる合併症の理解				
	3 医師、歯科医師への連絡・情報交換				
	1 人間らしい栄養・食生活とは				
	2 栄養・食生活からの介護の手順				
	3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等				
	1 呼吸管理の考え方				
	2 その他の在宅医療管理				
	1 感染症の種類と特徴				
	2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護				

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目	
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編	【保医】	13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻増設術(PEG) 7 ペースメーカー	
				14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変	
				15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)	
			2. 総論 II 福祉編	【福祉】	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見
					2 ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)	—
				3 ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3 地域援助技術(コミュニティワーク)	
		4 接近困難事例への対応		1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ		
		3. 総論 III 臨死編	【保医】	1 チームアプローチの必要性および各職種の役割	—	
				2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL	
				3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア	

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	5. 高齢者支援展開論(居宅サービス事業各論)	1. 訪問介護方法論	【福祉】	1 訪問介護の意義・目的	—
				2 訪問介護サービス利用者の特性	—
				3 訪問介護の内容・特徴	—
				4 介護支援サービスと訪問介護	—
		2. 訪問入浴介護方法論	【福祉】	1 訪問入浴介護の意義・目的	—
				2 訪問入浴介護利用者の特性	—
				3 訪問入浴介護の内容・特徴	—
				4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—
		3. 訪問看護方法論	【保医】	1 訪問看護の意義・目的	—
				2 訪問看護サービス利用者の特性	—
				3 訪問看護の内容・特徴	—
				4 介護支援サービスと訪問看護	—
		4. 訪問リハビリテーション方法論	【保医】	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—
				2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
				3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
				4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—
		5. 居宅療養管理指導方法論	【保医】	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
				2 医学的管理サービス利用者の特性	—
				3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—
				4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—				
6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—				
7 薬剤管理指導の意義・目的	—				
8 薬剤管理指導利用者の特性	—				
9 介護支援サービスと薬剤管理指導	—				

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	5. 高齢者支援展開論(居宅サービス事業各論)	6. 通所介護方法論	【福祉】	1 通所介護の意義・目的	—
			2 通所介護サービス利用者の特性	—	
			3 通所介護の内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと通所介護	—	
		7. 通所リハビリテーション方法論	【保医】	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—	
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—	
			4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—	
		8. 短期入所生活介護方法論	【福祉】	1 短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—	
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	—	
	4 介護支援サービスと短期入所生活介護		—		
	9. 短期入所療養介護方法論	【保医】	1 短期入所療養介護の意義・目的	—	
		2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—		
		3 短期入所療養介護の内容・特徴	—		
		4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—		
	10. 特定施設入居者生活介護方法論	【福祉】	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—	
		2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—		
		3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—		
		4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—		
	11. 福祉用具及び住宅改修方法論	【福祉】	1 福祉用具の意義・目的	—	
		2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—		
		3 福祉用具の内容・特徴	—		
		4 介護支援サービスと福祉用具	—		
		5 住宅改修の意義・目的	—		
		6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—		
		7 住宅改修の内容・特徴	—		
		8 介護支援サービスと住宅改修	—		
	6. 高齢者支援展開論(地域密着型サービス事業各論)	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	【保医】	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
			2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—	
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—	
		2. 夜間対応型訪問介護方法論	【福祉】	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—	
3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴			—		
3. 認知症対応型通所介護方法論		【福祉】	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—	
		2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—		
		3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—		
4. 小規模多機能型居宅介護方法論		【福祉】	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—	
		2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—		
		3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—		
5. 認知症対応型共同生活介護方法論	【福祉】	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
	2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—			
	3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—			
6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	【福祉】	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—		
	2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—			
	3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—			
7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	【福祉】	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—		
	2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—			
	3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—			
8. 複合型サービス方法論	【保医】	1 複合型サービスの意義・目的	—		
	2 複合型サービスの利用者の特性	—			
	3 複合型サービスの内容・特徴	—			
7. 高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問介護方法論	【福祉】	1 介護予防訪問介護の意義・目的	—	
		2 介護予防訪問介護サービス利用者の特性	—		
		3 介護予防訪問介護の内容・特徴	—		
		4 介護予防支援サービスと介護予防訪問介護	—		
	2. 介護予防訪問入浴介護方法論	【福祉】	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—	
		2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—		
		3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—		
		4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—		

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目
三 (前頁から続き) 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	7. 高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)	3. 介護予防訪問看護方法論	【保医】	1 介護予防訪問看護の意義・目的	—
				2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—
				3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—
		4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論	【保医】	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—
				2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
				3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
				4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—
		5. 介護予防居宅療養管理指導方法論	【保医】	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
				2 医学的管理サービス利用者の特性	—
				3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—
				4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
				5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
				6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
				7 薬剤管理指導の意義・目的	—
				8 薬剤管理指導利用者の特性	—
				9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—
		6. 介護予防通所介護方法論	【福祉】	1 介護予防通所介護の意義・目的	—
				2 介護予防通所介護サービス利用者の特性	—
				3 介護予防通所介護の内容・特徴	—
				4 介護予防支援サービスと介護予防通所介護	—
		7. 介護予防通所リハビリテーション方法論	【保医】	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
				2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
				3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
				4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
		8. 介護予防短期入所生活介護方法論	【福祉】	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
				2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
				3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
				4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
		9. 介護予防短期入所療養介護方法論	【保医】	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
				2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
				3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
				4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	【福祉】	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—		
		2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—		
		3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—		
		4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—		
11. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	【福祉】	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—		
		2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—		
		3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—		
		4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—		
		5 介護予防住宅改修の意義・目的	—		
		6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	—		
		7 介護予防住宅改修の内容・特徴	—		
		8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—		
8. 高齢者支援展開論(地域密着型介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	【福祉】	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—	
			2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—	
			3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—	
2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	【福祉】	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—		
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—		
		3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—		
3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	【福祉】	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
		2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—		
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—		
9. 高齢者支援展開論(介護保険施設各論)	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	【福祉】	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—	
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—	
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—	
	2. 介護老人保健施設サービス方法論	【保医】	1 介護老人保健施設の意義・目的	—	
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—	
3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—				

科目	区分	大項目	種別	中項目	小項目
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	(前頁から続き)	3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論	【保医】	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—
				2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—
				3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—
				4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	—
				5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	—
				6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	—
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	【福祉】	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—
				2 社会資源間での機能や役割の相違	—
				3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ	【介護】	1 要介護認定基準について	—
				2 認定調査	—
				3 主治医意見書	—
				4 一次判定の概略	—
				5 介護認定審査会における二次判定の概略	—
		2. 一次判定の仕組み	【介護】	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—
				2 要介護認定等基準時間の算出方法	—
		3. 二次判定の仕組み	【介護】	1 二次判定の基本的な方法	—
				2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—
				3 二次判定のポイント	—

(*) 試験範囲に含まれる関連通知の具体例

○「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」

(平成11年7月29日 老企第22号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

(平成11年9月17日 老企第25号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○「指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」

(平成18年3月31日 老振発第0331003号・老老発第0331016号 各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛 厚生労働省 老健局 振興・老人保健課長連名通知)

○「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」

(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号 各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛 厚生労働省 老健局 計画・振興・老人保健課長連名通知)

○「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」

(平成12年3月17日 老企第43号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」

(平成12年3月17日 老企第44号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」

(平成12年3月17日 老企第45号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」

(平成11年11月12日 老企第29号 各都道府県介護保険主管部(局)長宛 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

○「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」

(平成18年3月31日 老振発第0331009号 各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛 厚生労働省老健局振興課長通知)

○「老人(在宅)介護支援センターの運営について」

(平成18年3月31日 老発第0331003号 各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛 厚生労働省老健局長通知)

○「地域支援事業の実施について」

(平成18年6月9日 老発第0609001号 各都道府県知事宛 厚生労働省老健局長通知)

○「地域包括支援センターの設置運営について」

(平成18年10月18日付け 老計発第1018001号 老振発第1018001号 老老発第1018001号 各都道府県・指定都市・中核市介護保険 主管部(局)長宛 厚生労働省老健局 計画・振興・老人保健課長連名通知)

VI 様式・記載例等

受験申込書等提出書類の記入にあたっては、それぞれ記入方法をよく読み、文字は丁寧に正しく記入してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線を引いて取り消し、訂正印（実務経験証明書は証明者の公印）を必ず押印してください（修正液等による修正は認められません。）。

○受験者全員必須

受験申込書（記載例） 42～43

※ この受験の手引に付属している厚手の用紙に記入してください。

○初めて宮崎県で受験される方

実務経験（見込）証明書（様式） 44

実務経験（見込）証明書（注意事項） 45

実務経験（見込）証明書（記載例） 46～47

○過去に宮崎県で受験したことがある方

実務経験証明書提出済申出書（様式） 48

実務経験証明書提出済申出書（注意事項） 49

実務経験証明書提出済申出書（記載例） 50

○受験申込書提出後に氏名又は住所が変更になった方

記載事項変更届（様式） 51

○相談援助業務「別表2の3」イ-47（22頁）で所定の事項に該当する方

確認証明書（様式） 52～54

平成25年度 受験票

受験番号	
フリガナ	フクシ ヨウコ
氏名	福祉養子

文字は正確に丁寧に記入してください。
記入漏れや誤りがあると、受験が出来なかったり、通知等重要文書が届かない可能性がありますので、御注意ください。

電話番号は、緊急時に連絡が取れる番号を記入してください。

現在、勤務されていない方は空欄で構いません。

提出する実務経験証明書で証明されている事業所名と業務期間を記入してください。
過去に宮崎県で受験をしたことがある方(実務経験証明書提出済申請書を提出される方)は、記入の必要はありません。

試験の免除区分(手引5～6頁)に関係しますので、保有している免許・資格等すべてに○をつけて下さい。
記入漏れによって生じる不利益等には一切責任を負いません。

正面脱帽・上半身の縦4cm×横3cm、申込前3ヶ月以内に撮影したカラー写真を貼り付けてください。スナップ写真等の切り抜きによる写真は認めません。
試験当日、本人と明確に確認ができない場合は、受験できない場合がありますので、御注意ください。

記載例

フリガナ	フクシ ヨウコ	性 別	男 (女)	生 年 月 日	大 昭 平 〇〇年 〇月 〇日生
氏名	福祉養子				

現住所	(〒880-XXXX) 宮崎市△△町丁目1-1 (TEL 090-XXXX-XXXX) ※緊急時に連絡の取れる番号を記入してください。
現勤務先	特別養護老人ホーム〇〇 (〒880-XXXX) (TEL 0985-XX-XXXX)

身体障がい者等のため受験時に配慮が必要な場合は右欄に○をつけて下さい。(手引7頁参照)

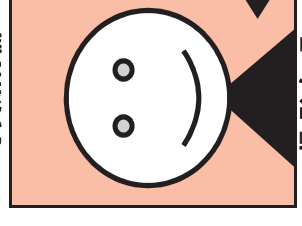
必要	<input type="checkbox"/> 視覚障がい <input type="checkbox"/> 聴覚障がい <input checked="" type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 病弱者(その他)
実務経験証明内容	施設(事業所)の名称 介護付有料老人ホーム△△△ 特別養護老人ホーム〇〇〇〇 業務期間 昭・平20年 4月25日～昭・平23年 3月31日 昭・平23年 4月1日～昭・平25年 7月18日 昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日 昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日 通算実務経験期間 通算 5年 2ヶ月 24日

◎現在所有している全ての免許・資格等の左欄に○を記してください。

(注)記入漏れによって生じる不利益等については、一切責任を負いません。

甲	A 医師	社会福祉主事任用資格
	B 歯科医師	介護職員初任者研修課程相当修了
丙	S 社会福祉士	実務者研修修了
	T 介護福祉士	当てはまる資格はもっていない
	U 精神保健福祉士	
乙	C 薬剤師	その他
	D 保健師	社会福祉主事任用資格
	E 助産師	介護職員初任者研修課程相当修了
	F 看護師	実務者研修修了
	G 准看護師	当てはまる資格はもっていない
	H 理学療法士	K 義肢装具士
	I 作業療法士	L 歯科衛生士
	J 視能訓練士	M 言語聴覚士
		N あん摩マッサージ指圧師
		O はり師
		P さゆつ師
		Q 柔道整復師
		R 栄養士・管理栄養士

写真貼付欄



撮影年月
平成25年 〇月

確認
※記入不要

所有している資格等

郵便はがき

50

8 8 0

✕ ✕ ✕ ✕

50円切手を忘れずに貼り付けてください。

住所

宮崎市△△町△丁目1-1

氏名

福社 養子

郵便番号・住所・氏名を記入してください。

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
 介護支援専門員実務研修受講試験 試験事務局

〒880-8515
 宮崎市原町2番22号
 TEL: 0985-35-2590

- 【注意事項】
- ※受験票には、50円切手を忘れずに貼り付けてください。
 - ※誓約書に対する署名及び押印がない場合、受験できないことがありますので、御注意ください。
 - ※受験手数料の振替払込受付証明書は、右欄にはがれ落ちないように貼り付けてください。

誓約書

私は、介護支援専門員実務研修受講試験の申込みにあたって、以下の通り、誓約します。

1. 私は、提出した受験申込書及びその他の提出書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。
2. 私は、介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。
3. 私は、故意又は過失を問わず、受験申込書及びその他の提出書類の記載事項に事実と異なる事項が記載され、受験資格がないことが判明した場合には、受験の禁止、合格の取り消し又は介護支援専門員の登録の消除等の処分を受けることについて何ら異存がないことを誓約します。
4. 私は、自己の責任において、「受験の手引」に記載されたものであるで、受験申込書提出期限超過、実務経験の貼付漏れ、受験資格の誤認、その他「受験の手引」に記載されたことにより受験できない場合があっても、異議がないことを誓約します。

誓約書への署名及び押印がない場合は受験できません。例年記入漏れが多いので、御注意ください。

申込みを行う
不足、振込領
に行なかつ

受験者本人による署名及び押印欄

福社 養子

福社

振替払込受付証明書(お客さま用)

宮崎市△△町△丁目1-1
 福社 養子

振込みに際しては、「受験の手引4頁」の注意事項を必ず確認してください。7月24日までに所定の用紙で振込み、「振替払込受付証明書(お客さま用)」を糊で貼り付けてください。この「受験の手引」に添付している専用の用紙以外による納付は認められません。(振込金受領証は本人控えです。大切に保管してください)また、住所と氏名を所定の位置に必ず記入してください。
 ※7月25日以降の入金による受験は一切認められません。

切り取らないでください

実務経験（見込）証明書

平成 年 月 日

宮崎県社会福祉協議会長 殿

証明者の名称
及び所在地

代表者職氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日) 大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日
----	--

事業所等の連絡先		(電話番号)	(担当者名)
1 <small>(受験の手引17～33 頁の区分コードの中 から該当する記号(ア ー1からウー26まで) を選んで記入してくだ さい)</small>	(区分コード) □-□ ①事業所の 種別・名称	(事業所の種別)	(事業所名称)
	②業務内容	(職種名)	(業務内容)
	③業務期間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 業務期間 □年 □ヶ月 □日 (産休等休業期間を除く)	
	④業務従事 日数	□日 ③業務期間中、実際に当該業務に従事した日数 日 (休日、休暇、病欠等を除いた日数)	

※証明者が同じ場合で、複数の実務経験期間がある場合は以下に記載してください。

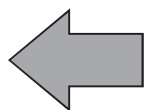
2	(区分コード) □-□ ①事業所の 種別・名称	(事業所の種別)	(事業所名称)
	②業務内容	(職種名)	(業務内容)
	③業務期間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 業務期間 □年 □ヶ月 □日 (産休等休業期間を除く)	
	④業務従事日数	□日 ③業務期間中、実際に当該業務に従事した日数 日 (休日、休暇、病欠等を除いた日数)	
3	(区分コード) □-□ ①事業所の 種別・名称	(事業所の種別)	(事業所名称)
	②業務内容	(職種名)	(業務内容)
	③業務期間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 業務期間 □年 □ヶ月 □日 (産休等休業期間を除く)	
	④業務従事日数	□日 ③業務期間中、実際に当該業務に従事した日数 日 (休日、休暇、病欠等を除いた日数)	

- 記載にあたっては「記載にあたっての注意事項」（次頁以降）を確認し、必要事項を漏れなく記入してください。
- 証明者が異なる場合は、別の用紙に記入してください。証明者が同じ場合は1枚の用紙に記載して構いません。
- 証明者は、事業所又は施設を開設する法人としてください。
- 受験申込者が自署した証明書は無効とします。必ず証明者が記入してください。
- 「業務期間」は、受験申込者が要援護者に対する対人の直接的な援助等を行っていた期間を記入してください。

介護保険法（平成9年法律第48号）第69条の39第1項第2号により、不正の手段により介護支援専門員の登録を受けた場合は、登録を削除する旨の規定が定められていますので御注意ください。

実務経験証明書（又は実務経験（見込）証明書）の記載にあたっての注意事項

作成者	<p>○実務経験証明書を作成できる証明者は、事業所又は施設を開設する法人です。法人で証明書を作成することが困難な場合には、事業所又は施設で証明権限を有する者（理事長、施設長、勤務先の長等）が証明書を作成してください。受験申込者が自署した場合は無効です。必ず証明者が記入してください。</p>
実務経験証明書を 作成する場合	<p>○「実務経験証明書」は、既に確定している実務経験期間を証明するものです。</p> <p>○「実務経験証明書」で証明書を作成する場合の業務期間は、証明日以前の期間でなければなりません。</p> <p>※例えば、証明書に記載された業務期間が4月1日～7月24日で、証明日が7月20日。この場合、勤務する予定の期間（21日～24日）が含まれているため、「実務経験（見込）証明書」としての取扱いになり、再度「実務経験証明書」としての提出が必要となりますので、御注意ください。</p>
実務経験（見込）証明書を 作成する場合	<p>○「実務経験（見込）証明書」は、証明日より先の業務に従事する予定（見込）の期間を含めた業務期間を証明するものです。</p> <p>※証明が必要な業務期間については、受験者本人と事業所で確認を取りながら記入をしてください。過去の実務経験を通算する事で、見込証明書である必要のない場合もあります。</p> <p>○必要な実務経験期間は、試験日前日までに満たさなければなりません。よって、「実務経験（見込）証明書」で証明できる最大の業務期間は、試験日前日までとなります。</p> <p>○実務経験期間を満たす予定日までの業務期間、日数を記入し、「実務経験（見込）証明書」として提出の上、実務経験が満たされた後、1週間以内に「実務経験証明書を試験事務局まで必ず提出してください（提出先:4頁参照）。仮に未提出のまま受験できたとしても、実務経験証明書の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして試験申込み及び試験は無効となります。</p>
注意事項	<p>○実務経験は、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置付けられていることを必要とするため、当該資格を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。</p> <p>○虚偽または不正の事実が発覚した場合は、関係機関等に報告するとともに、試験日前であれば受験を認めず、合格者においては合格を取り消しますので御注意ください。</p> <p>○記入内容を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。修正液等で訂正したものは認められません。</p>



様式を必要枚数コピーして使用してください。

宮崎県社会福祉協議会のホームページからも様式をダウンロードできます。

<http://www.mkensha.or.jp/>

◎ 45頁の注意事項も必ず確認してください。
 ◎ 記載内容について問い合わせることがありますので、提出する証明書は写しをとり、控えとして必ず保管してください。

◎ 「実務経験証明書」として作成する場合は、(見込)を二重線で消してください。訂正印は必要ありません。
 ◎ 「実務経験(見込)証明書」として作成する場合は、(見込)を消さずにそのまま提出してください。

◎ 「証明者の名称及び所在地」は、原則として、事業所等を開設する法人の名称及び所在地を記入してください。

◎ 証明者は事業所又は施設を開設する法人ですので、「代表者職氏名」には、法人代表者又は証明権限を有する者の職名と氏名を記入してください。

◎ 「氏名」は、就業時の名前を証明者が記入してください。現在の名前と異なる場合は、戸籍抄本(コピー不可)を添付してください。

◎ 「区分コード」は、受験の手引17～33頁に記載する受験資格の中から該当する記号(ア-1からウ-26)を記入してください。
 ※ 国家資格等に基づく業務に該当する区分(ア-1からア-21)の場合、業務期間は、資格免許証又は登録証の登録日以降しか算定できませんので、御注意ください。

◎ 「事業所の種別」は、「訪問介護事業所」、「障害者支援施設」、「老人デイサービスセンター」など具体的に記入してください。

◎ 「職種名」は、受験の手引17～33頁に記載する対象となる職員(職種)を確認し、これに即した内容を記載してください。

◎ 「業務従事日数」は、業務期間内において実際に当該業務に従事した日数(休日、休暇、病気、休職等で業務に従事しなかった日を除いた日数)を記入してください。1日の勤務時間が短い者の場合についても、1日勤務したものとみなします。

◎ 同一法人内での異動など、証明者が同じで、複数の実務経験がある場合は、1枚の用紙に記入する事ができます。
 ◎ 証明者が異なる場合は、勤務先ごとに証明書を作成してください。

別記様式1

実務経験(見込)

宮崎県社会福祉協議会長 殿
 証明者の名及び所在
 代表者職氏
 下記の者の実務経験は、以下のとおりであること

氏名		福 社 養 子	
事業所等の連絡先		(電話番号) 0985 - X	
1	(区分コード) イ-14 <small>(受験の手引17～33頁の区分コードの中から該当する記号(ア-1からウ-26まで)を選んで記入してください)</small>	①事業所の種別・名称	(事業所の種別) 有料老人ホーム
	②業務内容	(職種名) 生活相談員	
	③業務期間	昭和 20年 4月 平成	業務期間 2
	④業務従事日数	665	

※証明者が同じ場合で、複数の実務経験期

2	(区分コード) ウ-4	①事業所の種別・名称	(事業所の種別) 特別養護老人ホーム
	②業務内容	(職種名) 介護職員	
	③業務期間	昭和 23年 4月 平成	業務期間 2
	④業務従事日数	521	
3	(区分コード) □-□	①事業所の種別・名称	(事業所の種別)
	②業務内容	(職種名)	
	③業務期間	昭和 年 平成	業務期間
	④業務従事日数		

- 記載にあたっては「記載にあたっての注意事項」(次頁以降)を確認
- 証明者が異なる場合は、別の用紙に記入してください。証明者が
- 証明者は、事業所又は施設を開設する法人としてください。
- 受験申込者が自署した証明書は無効とします。必ず証明者が記入
- 「業務期間」は、受験申込者が要援護者に対する対人の直接的な

介護保険法(平成9年法律第48号)第69条の39第1項第2号により、不

証明書

平成 25 年 7 月 18 日

称地 〇〇市〇〇町1丁目1-1
社会福祉法人〇〇会
名 理事長 厚生 一郎

社会福祉法人
〇〇会理事長
之印

を証明します。

(生年月日)
大正 昭和平成
〇〇年 〇月 〇日

〇〇-〇〇〇〇 (担当人名) 宮崎 花子

(事業所名称)
介護付有料老人ホーム△△△

(業務内容)
相談援助業務

月 25 日から 昭和 平成 23 年 3 月 31 日まで

年 11 月 6 日 (産休等休業期間を除く)

③業務期間中、実際に当該業務に従事した日数
日 (休日、休暇、病欠等を除いた日数)

間がある場合は以下に記載してください。

(事業所名称)
△ 特別養護老人ホーム〇〇〇

(業務内容)
介護業務

月 1 日から 昭和 平成 25 年 7 月 18 日まで

年 3 月 18 日 (産休等休業期間を除く)

③業務期間中、実際に当該業務に従事した日数
日 (休日、休暇、病欠等を除いた日数)

(事業所名称)

(業務内容)

月 日から 昭和 平成 年 月 日まで

年 月 日 (産休等休業期間を除く)

③業務期間中、実際に当該業務に従事した日数
日 (休日、休暇、病欠等を除いた日数)

認し、必要事項を漏れなく記入してください。
同じ場合は1枚の用紙に記載して構いません。

してください。
援助等を行っていた期間を記入してください。

正の手段により介護支援専門員の登録を受けた場合は、登録を削除

◎ 「証明書の発行日」は、証明書を作成した日付を記入してください。
申込受付期限(7月24日)を超えた日付で証明書を作成することはできません。

◎ 「証明印」は、公的機関に提出する書類に使用する代表者印(職印)を押してください。なお、代表者印が私印の場合は、「公的書類に使用している私印である」旨の記述を証明書の下余白に記入してください。

◎ 「事業所等の連絡先」の担当者名及び電話番号は必ず記入してください。証明書の内容について確認の連絡をすることがあります。

◎ 「業務内容」は、「看護業務」、「介護業務」、「相談援助業務」など、具体的な業務内容を記入してください。

◎ 看護補助の場合、主たる業務が介護等の業務である者が対象(区分コードウ-8参照)となる為、「看護補助」のみの記載では認められません。「看護補助」の中でも『看護補助における介護業務』であれば該当します。

◎ 「業務期間」は、要援護者に対する対人の直接的な援助を実際に行っていた期間を記入してください。例えば、薬剤師が製薬会社で研究部門業務などに従事した期間は、実務経験期間としては算定されません。

◎ 国家資格に基づく業務(区分ア-1からア-21)の場合、実務経験として認められるのは、資格免許証又は登録証に記載された登録日以降となりますので、必ず、資格免許証又は登録証の登録日を確認した上で、記入してください。

※ 例えば、看護師として4月1日付で採用され勤務していても、看護師免許証の登録日が4月28日であれば、看護師としての実務経験は4月28日以降からしか認められません。

◎ 「実務経験証明書」として証明する場合は、証明日まで、又はそれ以前の日までの期間を記入してください。もし、証明日より後の期間で記入されている場合は、全て見込証明書として取り扱う事になり、再度、証明書の提出が必要になりますので、御注意ください。

◎ 「実務経験(見込)証明書」として証明する場合は、受験資格を満たす期間までを記入してください。ただし、受験資格は、試験日前日までに満たす必要があります。

◎ 業務上・外の理由を問わず1か月(30日)以上の連続した休みは期間から除外します。

「受験の手引」や「よくある質問」について、宮崎県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.mkensha.or.jp/>)に掲載しています。

実務経験証明書提出済申出書

平成 年 月 日

宮崎県社会福祉協議会長 殿

私は、過去に宮崎県で介護支援専門員実務研修受講試験を受験した際、実務経験証明書を提出済みであることを申し出ます。

また、受験申込みに際し、以下の誓約事項についても誓約します。

- (1) 受験申込みに当たり、受験資格を有することを証する実務経験証明書を提出済みであること、及びこの申出書の記載事項に偽りがないことを誓約します。
- (2) 受験資格を満たさないことが明らかになった場合には、介護支援専門員実務研修受講試験が受験できないことに異存がないことを誓約します。

1. 現在の住所、氏名、生年月日

フリガナ		(生年月日)
受験者氏名	印	大正 昭和 平成 年 月 日
受験者住所	〒 (電話番号: - -)	

2. 前回受験時から氏名、住所の変更がある場合は、記入してください。

		フリガナ	
氏名	ア. 変更なし イ. 変更あり	前回受験時の氏名	※旧氏名を記載し、戸籍抄本（コピー不可）を添付すること
住所	ア. 変更なし イ. 変更あり	前回受験時の住所	※旧住所を記載し、住民票（コピー可）を添付すること

3. 現在所有している免許・資格（国家資格等）・その他の資格等

(該当するすべての免許・資格名の左欄に○を記してください。)

甲	医師
	歯科医師

丙	社会福祉士
	介護福祉士
	精神保健福祉士

その他	社会福祉主事任用資格
	介護職員初任者研修課程相当修了
	実務者研修修了
	当てはまる資格はもっていない

乙	
薬剤師	義肢装具士
保健師	歯科衛生士
助産師	言語聴覚士
看護師	あん摩マッサージ指圧師
准看護師	はり師
理学療法士	きゆう師
作業療法士	柔道整復師
視能訓練士	栄養士・管理栄養士

4. 上記3の資格のうち前回受験後に取得した資格があれば名称を記入してください。

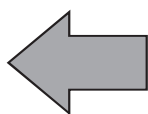
(注) 新たに取得した免許・資格等がある場合は、必ず資格免許証又は登録証の写しを添付してください。

①	
---	--

②	
---	--

実務経験証明書提出済申出書の記載にあたっての注意事項

対象者	○過去に宮崎県で受験された方は、既に提出された「実務経験証明書」で実務経験を確認しますので「 実務経験証明書提出済申出書 」を提出してください。
作成者	○受験申込者本人が記入してください。
現在の住所、氏名、生年月日について	○現在の受験者氏名、生年月日、住所、電話番号を必ず記入してください。 ○受験者氏名欄に 必ず押印 してください。押印がないと受付できませんので御注意ください。 ○電話で書類の内容を確認することがありますので、必ず 連絡の取れる電話番号 （複数でも可）を記入してください。
前回受験以降の氏名、住所の変更について	○前回受験以降、氏名、住所に変更のない場合は、「ア 変更なし」に○をしてください。 ○前回受験以降、氏名又は住所に変更がある場合は、「イ 変更あり」に○をし、変更内容を記載してください。 ※ 婚姻等により現在の氏名が前回受験時と異なっている場合は、 戸籍抄本（コピー不可） を添付 ※ 戸籍の変更等により免許証等の裏面に裏書きがある場合は、 裏書きの写し も必ず添付 ※ 転居等により現在の住所が前回受験時と異なっている場合は、 住民票（コピー可） を添付
現在所有している免許・資格等について	○現在所有している免許・資格（国家資格等）・その他の資格等について、 該当するものすべてに○をつけてください 。記入漏れによって生じる不利益等については、一切責任を負いませんので、御注意ください。 ○ <u>前回受験時から所有資格の変更がない場合は、免許証又は登録証等の写しを添付する必要はありません。</u>
前回受験後に新たに取得した資格等について	○前回受験以降に 新たに取得した免許・資格等がある場合は、その名称を記入 してください。 ○新たに取得した免許・資格等がある場合は、その資格の 免許証又は登録証等の写し を必ず添付してください。資格証等の写しが添付されていない場合は、受験できない場合や、解答免除とならない場合がありますので御注意ください。



様式を**コピー**して使用してください。

宮崎県社会福祉協議会のホームページからも様式をダウンロードできます。

<http://www.mkensha.or.jp/>

■記載例

平成24年度にヘルパー2級で初めて受験。その後介護福祉士を取得・登録し、平成25年度に2度目の受験をする場合。

◎ 申込受付期限である7月24日を超えた日付で証明書を作成することは出来ません。

◎ 現在の名前と住所を記入してください。記入内容について確認する事がありますので、**連絡の取れる電話番号**を記入してください。

◎ **受験者自身の印**がないものは受理出来ません。

◎ この例では前回受験時と同じ氏名としています。ただし、結婚等により前回受験時と氏名が異なる場合は、前回受験時の氏名を所定の欄に記入した上で、**戸籍抄本(コピー不可)**を添付してく

◎ この例では前回受験の後に転居し、住所変更したとしています。この場合は前住所を所定の欄に記入の上、**住民票(コピー可)**を添付します。

◎ この例では、前はヘルパー2級で受験し、その後介護福祉士を取得・登録したという想定なので、該当箇所には○を付けています。
また、前回受験時から新たに資格を取得しているため、取得資格名を記入します。

別記様式2

実務経験証明書提出済申出書

平成 25 年 7 月 24 日

宮崎県社会福祉協議会長 殿

私は、過去に宮崎県で介護支援専門員実務研修受講試験を受験した際、実務経験証明書を提出済みであることを申し出ます。

また、受験申込みに際し、以下の誓約事項についても誓約します。

- (1) 受験申込みに当たり、受験資格を有することを証する実務経験証明書を提出済みであること、及びこの申出書の記載事項に偽りがないことを誓約します。
- (2) 受験資格を満たさないことが明らかになった場合には、介護支援専門員実務研修受講試験を受験できないことに異存がないことを誓約します。

1. 現在の住所、氏名、生年月日

フリガナ	フクシ ヨウコ	(生年月日)
受験者氏名	福祉 基子	大正 昭和 平成 ××年 ×月 ×日
受験者住所	〒×××-×××× 〇〇市〇〇町1234番地 (電話番号: 0985 - ×× - ××××)	

2. 前回受験時から氏名、住所の変更がある場合は、記入してください。

氏名	フリガナ	※旧氏名を記載し、戸籍抄本(コピー不可)を添付すること
	前回受験時の氏名	ア. 変更なし イ. 変更あり
住所	フリガナ	※旧住所を記載し、住民票(コピー可)を添付すること
	前回受験時の住所	ア. 変更なし イ. 変更あり △△市△△町△△番地

3. 現在所有している免許・資格(国家資格等)・その他の資格等

(該当するすべての免許・資格名の左欄に○を記してください。)

甲	医師 歯科医師	乙	薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士
丙	社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士		義肢装具士 歯科衛生士 言語聴覚士 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師 栄養士・管理栄養士
その他	社会福祉主事任用資格 介護職員初任者研修課程相当修了 実務者研修修了 当てはまる資格はもっていない		

4. 上記3の資格のうち前回受験後に取得した資格があれば名称を記入してください。

(注)新たに取得した免許・資格等がある場合は、必ず資格免許証又は登録証の写しを添付してください。

①	介護福祉士	②	
---	-------	---	--

【この届出は、平成25年度の受験申込書提出後に、記載内容が変更になった方が提出するものです】

介護支援専門員実務研修受講試験 受験申込書記載事項変更届

届出日：平成 年 月 日

宮崎県社会福祉協議会長 殿

次のとおり変更がありましたので届け出いたします。

変更前

各事項を全て記入してください	申込時の 氏 名	(フリガナ)	
		(姓)	(名)
	申込時の 住 所	〒 ー	



変更後

変更のあった事項のみ記入してください	新氏名	(フリガナ)	
		(姓)	(名)
	新住所	〒 ー	
変更日	平成 年 月 日		

【注意事項】

- ① 氏名変更の場合は戸籍抄本（コピー不可）、住所変更の場合は住民票（コピー可）を必ず添付してください。
- ② 事務処理の都合上、受験票及び結果通知送付予定日の直前に「記載事項変更届」を受け付けた場合は、変更前の内容で送付することがあります。
郵便物不着を防ぐためにも、転居の際には、最寄りの郵便局に「転居届」を必ず提出してください。郵便物の再送付は原則行いません。
- ③ 変更届の受付期限は、平成25年12月6日（金）（消印有効）までです。

確認証明書

在宅介護サービス

(基準を満たす場合、「適否」欄に○をつけて下さい。)

(職員に関する事項)		適否
1	次の職員が配置されている。 ア 管理責任者 (兼務可) イ 訪問介護員等在宅介護の知識・技能を持つ者	
2	職員に対する研修の機会が確保されている。	
3	職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(サービス実施に関する事項等)		適否
4	以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明 イ 作業手順 ウ 利用者に異常があった場合の対応 エ 実施したサービスの報告及び記録の保管	
5	嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	
(契約等に関する事項)		適否
6	サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。	
7	サービス内容に対応した料金体系を明示している。	

本事業所は、上記1～7の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

印

----- この用紙を利用する場合はA4に拡大コピーすること -----

確認証明書

在宅入浴サービス

(基準を満たす場合、「適否」欄に○をつけて下さい。)

(職員に関する事項)		適否
1	次の職員が配置されている。 ア 管理責任者 (兼務可) イ 入浴介護に直接従事する職員3名以上	
2	職員に対する研修の機会が確保されている。	
3	職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(設備類等に関する事項等)		適否
4	入浴に必要な設備及び材料を備えている。	
5	設備・器具類の消毒方法、管理方法を定めている。	
(サービス実施に関する事項)		適否
6	以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明 イ 作業手順 ウ 利用者に異常が認められた場合の対応 エ 実施したサービスの報告及び記録の保管	
7	嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	
(契約等に関する事項)		適否
8	サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。	

本事業所は、上記1～8の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

印

確認証明書

福祉用具賃貸サービス

(基準を満たす場合、「適否」欄に○をつけて下さい。)

(職員に関する事項)	適否
1 次の職員が配置されている。 ア 管理責任者 (兼務可) イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者	
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(設備類等に関する事項)	適否
4 清潔で、消毒・補修済みの用具と未了のものが区分可能な保管施設を備えている。(保管業務を一定の基準を満たした他の事業者に委託している場合は不要)	
5 用具の種類・材質等からみて適切な効果を有する消毒設備器材を備えている。(消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者に委託している場合は不要)	
(サービス実施に関する事項)	適否
6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 福祉用具の選定方法 イ 福祉用具の説明方法 ウ 搬入及び回収の方法 エ アフターサービスの方法 オ 実施したサービスの報告及び記録の保管	
7 医師等との連携が図れる体制が整っている。	
(契約等に関する事項)	適否
8 サービスの内容及び料金を記した契約書と取りかわしている。	

本事業所は、上記1～8の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

印

確認証明書

福祉用具販売サービス

(基準を満たす場合、「適否」欄に○をつけて下さい。)

(職員に関する事項)	適否
1 次の職員が配置されている。 ア 管理責任者 (兼務可) イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者	
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(サービス実施に関する事項)	適否
4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 福祉用具の選定方法 イ 福祉用具の説明方法 ウ 福祉用具の使用上の助言及び納品方法 エ アフターサービスの方法 オ 実施したサービスの報告及び記録の保管	
5 医師等との連携が図れる体制が整っている。	
(契約等に関する事項)	適否
6 事前に価格等について説明を行っている。	

本事業所は、上記1～6の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名

代表者氏名

印

----- この用紙を利用する場合は A4 に拡大コピーすること -----

確認証明書

短期入所生活介護事業

(基準を満たす場合、「適否」欄に○をつけて下さい。)

(職員に関する事項)		適否
1	次の職員が配置されている。(併設施設職員の兼務可) ア 管理責任者 イ 医師 (嘱託可) ウ 生活相談員 エ 看護師又は准看護師 オ 介護福祉士又は介護員 カ 調理員 (調理業務を委託する場合は、置かなくとも可)	
2	職員に対する研修の機会が確保されている。	
3	職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(設備類等に関する事項等)		適否
4	次の設備を設けている。(他施設の設備を利用でき、利用者の処遇に支障がない場合は兼用可) 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、看護・介護員室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	
5	居室の基準は次のとおりとなっている。 ア 1室の定員は4人以下である。 イ 利用者1人当たりの床面積は、8㎡以上である。 ウ ナースコールが設置されている。	
(サービス実施に関する事項)		適否
6	以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明 イ 作業手順 ウ 利用者に異常があった場合の対応 エ 提供したサービスの記録の保管	
7	協力医療機関を確保し、また、主治医との連携を確保している。	
(契約等に関する事項)		適否
8	サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。	
9	サービス内容に対応した料金体系を明示している。	

本事業所は、上記1～9の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印

この用紙を利用する場合はA4に拡大コピーすること

確認証明書

日帰り介護事業

(基準を満たす場合、「適否」欄に○をつけて下さい。)

(職員に関する事項)		適否
1	次の職員が配置されている。 ア 管理責任者 (兼務可) イ 生活相談員 ウ 看護師又は准看護師 エ 介護福祉士又は介護員	
2	職員に対する研修の機会が確保されている。	
3	職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(サービス実施に関する事項)		適否
4	以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明 イ 作業手順 ウ 利用者に異常があった場合の対応 エ 実施したサービスの報告及び記録の保管	
5	嘱託医又は協力医療機関を確保し、または主治医との連携を確保している。	
(契約等に関する事項)		適否
6	サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。	
7	サービス内容に対応した料金体系を明示している。	

本事業所は、上記1～7の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業所名
代表者氏名

印